

取組方針（第三期）について

令和8年6月1日（月）

国土交通省中国地方整備局
倉吉河川国道事務所



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

1. 減災対策協議会のこれまでの経緯

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を契機に、平成28年7月12日に『天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会』が設立され、同年10月に「天神川流域の減災に係る取組方針」が策定された。
- 令和3年5月28日には、当初目標の5年が経過し、緊急行動計画の改定、各機関の取組状況、水防災に係る近年の動向等を踏まえて取組方針が改定された（第二期）。
- その後、取組方針（第二期）の実施期間の5年が経過することから、取組方針の改定（第三期）を検討した。

■これまでの経緯

平成27年9月 関東・東北豪雨災害（鬼怒川の洪水氾濫）

平成27年12月 社会資本整備審議会答申

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン

平成28年7月12日 第1回 減災対策協議会

『天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会』設立

平成28年10月7日 第2回 減災対策協議会

「天神川流域の減災に係る取組方針」策定

目標

急激な水位上昇を伴う洪水、浸水が広範囲となり長期化する氾濫特性を踏まえ、大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す

取組方針

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 急流河川の地域特性に応じた効率的、効果的な水防活動
- ③ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動

平成29年5月17日 第3回 減災対策協議会 平成28年度フォローアップ

■緊急行動計画（平成29年6月20日）

平成28年8月、台風10号等の一連の台風による豪雨災害（中小河川の氾濫）を受けて、とりまとめられた委員会の答申（H29.1）を踏まえ、水防法改正に基づく協議会の設置、水害対応タイムラインの作成促進、要配慮者利用施設における避難体制構築への支援、水害危険性の周知促進、防災教育の促進等の32項目をとりまとめた。 ※H29.12.1 中小河川等治水対策プロジェクトを設立し33項目に追加修正

平成30年2月8日 第4回 減災対策協議会 減災対策協議会を法定化

平成30年5月14日 第5回 減災対策協議会

取組方針に緊急行動計画の内容を盛り込む・平成29年度フォローアップ

平成30年12月25日 第6回 減災対策協議会 平成30年度フォローアップ

平成30年7月豪雨

■緊急行動計画の改定（平成31年1月29日）

平成30年7月豪雨を受けて、とりまとめられた委員会の答申（H30.12）を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、多くの主体の事前の備えと連携の強化の観点等より、2020年（令和2年）度を目途に取り組みべき緊急行動計画を54項目に拡充。

令和元年5月23日 第7回 減災対策協議会

取組方針に緊急行動計画改定の内容を盛り込む・平成30年度フォローアップ

令和元年東日本台風

令和2年度 天神川流域治水協議会 設置

令和2年6月3日 第8回 減災対策協議会 令和元年度フォローアップ

令和3年5月28日 第9回 減災対策協議会

令和2年度のフォローアップ・取組方針の見直し案の承認

令和4年5月27日 第10回 減災対策協議会 令和3年度のフォローアップ

令和5年5月29日 第11回 減災対策協議会 令和4年度のフォローアップ

■水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして（令和5年8月）住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

令和6年3月22日 第12回 減災対策協議会 規約改正

令和6年6月5日 第13回 減災対策協議会 令和5年度のフォローアップ

令和7年6月3日 第14回 減災対策協議会 令和6年度のフォローアップ

令和8年度以降の取組方針へ改定（令和7年度幹事会2回の中で検討）

2. 取組方針の改定方針

- 現行の取組方針の目次構成をもとに、次期取組方針を作成することとした。
- 取組方針の改定の経緯、取組方針（第二期）に基づく令和3年度～令和7年度の関係市町への取組状況のフォローアップ結果等を踏まえて、次期取組方針における「減災のための目標」、「概ね5年で実施する取組」等の記載内容を更新することとした。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
天神川流域の減災に係る取組方針

第三期

令和8年●月●日

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、鳥取県、
鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取地方気象台、
国土交通省中国地方整備局〕

構成

- 1.はじめに
- 2.本協議会の構成員
- 3.天神川流域の概要と主な課題
- 4.現状の取組状況 主な更新箇所
- 5.減災のための目標
- 6.概ね5年で実施する取組
- 7.フォローアップ

2. 取組方針の改定方針（5年間で達成すべき目標について）

減災のための目標

- 5年間で達成すべき目標及び取組方針の目標達成に向けた3本柱については、変更する大きな要因はないことから変更しない方針とした（令和7年度の幹事会において関係機関との意見交換を行い、変更しないこととした）。

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇を伴う洪水、浸水が広範囲となり長期化する氾濫特性を踏まえ、天神川では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模水害・・・想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

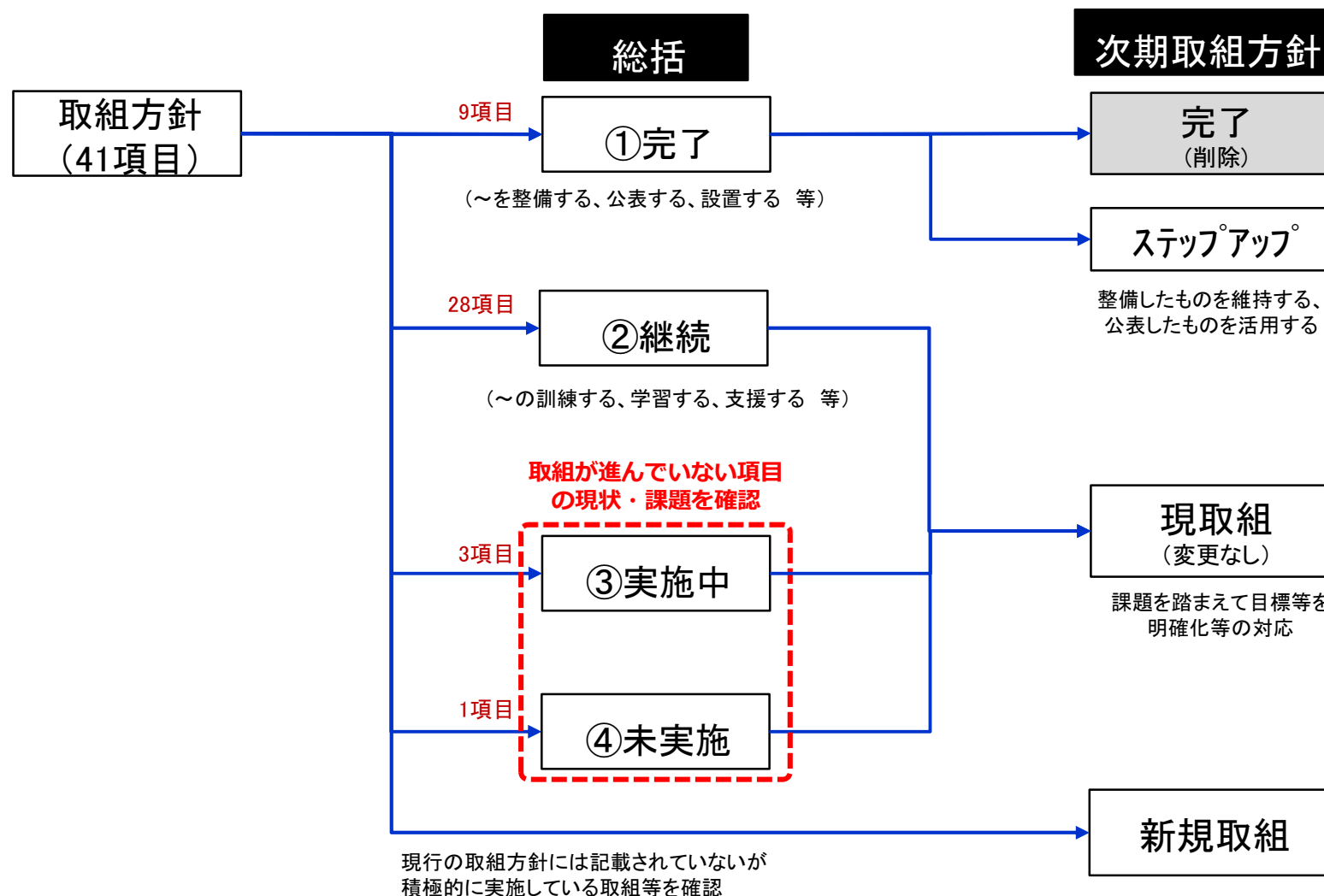
また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②急流河川の地域特性に応じた効率的、効果的な水防活動
- ③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組

取組方針の5年間で達成すべき目標、目標達成に向けた3本の柱

3. フォローアップ調査（フォローアップ方針）

- 第三期（令和8年度から令和12年度）の取組方針作成に向けて第二期（令和3年度～令和7年度）の総括を行った。
 - 各取組項目を「完了」「継続」「実施中」「未実施」に分類し、次期取組方針へ反映させる方針とした。
- なお、取組が進んでいない項目については、関係機関へのヒアリングで現状・課題、今後の方向性などを確認した。



→取組方針（第二期）における各項目の実施状況及び総括は参考資料を参照

3. フォローアップ調査（まとめ）

- 第二期(令和3年度～令和7年度)の5カ年で取組が進捗し「完了」した、または訓練や学習のような今後も「継続」して取り組むべき項目が主となるが、一部実施が遅れている取組（避難場所・避難所の確保、広域避難の必要性、BCP作成の促進）が抽出された。
- フォローアップ結果から、取組を推進していく必要がある項目は次期取組方針でも実施項目とし、目標設定により、取組内容を明確にして取組を推進する。また、類似内容の取組をまとめる等、取組項目を整理する（完了項目のステップアップを含む）。

(1) 第二期で完了した取組項目

⇒次期取組方針においては完了（削除）、またはステップアップした取組に更新

<1-2-1堤防天端の保護を目的とした舗装の実施>、<1-3-1 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の整備> 等

(2) 実施中・未実施の取組項目（ヒアリングにて現状・課題を確認）

⇒目標設定により、取組内容を明確にして取組を推進する

<1-3-5 避難場所・避難所の確保> / <1-4-1 広域避難の検討状況>

- 避難所としては全域で見ると確保できている。一方で、避難場所としては、利用可能な施設がさらに限定されるため不足していると考えられる。
- 避難場所・避難所の確保はどのような状況で過不足を確認するか定義が必要である。
- 大規模な水害における「恐れのある段階」での広域避難は現実的に難しい。

<1-5-9 民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援>

- 相談があった場合は商工部局を通じて県や外部団体機関へつなぐことはしている。要望がないため、特に実施することが無い（BCP作成は企業判断のため自治体でできることがほとんどない）。
- 「逃げ遅れゼロ」のための手段としてそぐわないのではないか。

(3) 取り組むべき内容が不明確な取組項目

⇒(2)と同様に目標設定により取組内容を明確化

⇒分割や統合による取組項目のわかりやすい整理

<1-5-6 水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進> 等

参考：フォローアップ調査（R3～R7年度）（1/4）

- 各関係機関の令和3年度～令和7年度の実施状況を確認するために、ヒアリングを実施した。
- 概ね、完了・継続実施であるが、「避難場所・避難所の確保、広域避難の必要性、BCP作成の促進」は実施中・未実施の状況であった。

具体的取組の柱 事 項	課題・予定	総括	実施状況
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組			
1-1 洪水を安全に流すためのハード対策の推進			
1-1-1 浸透対策、バイピング対策、流下能力対策の実施	—	・目標としていたバイピング対策や流下能力対策等の整備は完了した。 ・気候変動による降雨量の増大等を考慮した天神川水系河川整備計画(変更)が令和6年3月に策定され、引き続き、河川整備計画に基づいた河川改修の実施が必要となる。 ・本項目に関して第3期も引き続き継続して行う必要がある(一部、記載内容の変更)。	完了
天神川 牧地区(バイピング対策、流下能力対策)の実施			
国府川 米積(バイピング対策、流下能力対策)の実施			
小鴨川 中流部(流下能力対策)の実施			実施中
1-2 危機管理型ハード対策の推進			
1-2-1 堤防天端の保護を目的とした舗装の実施	—	・目標としていた危機管理型ハード対策の実施は完了した。 ・流域治水プロジェクトにおける「粘り強い堤防」整備についても、天神川水系の県河川では、現時点で計画はないため完了とする。	完了
1-3 避難行動に資する基盤等の整備			
1-3-1 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の整備	—	・当初予定していた危機管理型水位計の設置は完了した。 ・今後は、危険箇所の更新に応じた設置場所の見直し(メンテナンスを含む)を実施する必要がある。 ・また、ステップアップとして水位計の「利活用」に関する内容を、住民説明会での防災情報活用等として記載する。	完了
1-3-2 避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の提供設備の整備及び夜間監視のための検討	—	・当初予定していた簡易型河川監視カメラの設置は完了している。 ・今後は、危険箇所の更新に応じた設置場所の見直し(メンテナンスを含む)を実施する必要がある。 ・また、ステップアップとして水位計の「利活用」に関する内容を、住民説明会での防災情報活用等として記載する。	完了
1-3-3 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	—	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実に関しては、衛星電話の整備や検討した結果不要との整理が実施されており、対応は完了している。	完了
1-3-4 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策(耐水化、非常用電源等)の検討	—	・災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保(耐水化、非常用電源等)については、非常用電源、耐水化、嵩上げ等の対応済み、または、検討した結果不要との整理されており、対応は完了している。	完了
1-3-5 避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査	・避難所としては市内全域で見ると確保できているが、避難場所としては、利用可能な施設がさらに限定されるため不足している。 ・避難場所・避難所の確保はどのような状況で過不足を確認するか定義が必要である。	・避難所としては市内全域で確保できている自治体がほとんどの状況である。一方で、避難場所としては十分ではない自治体もある。 ・どのような状況下で(災害の恐れのある段階、被災後の段階等)で避難場所・避難所の過不足を確認するかを定義したうえで、引き続き、検討する必要がある。	実施中
1-4 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
1-4-1 天神川直轄区間・県管理区間及び天神川氾濫に関係する2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	—	・避難場所・避難所の確保はどのような状況で過不足を確認するか定義が必要である。 ・現時点では、広域避難については検討されていない。 ・引き続き、1-3-5の検討結果を踏まえて、広域避難だけでなく、民間企業との協定等を含めた避難先の確保を検討する必要がある。	実施中
1-4-2 必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映	—	・各自治体で想定最大規模を対象としたハザードマップ(防災マップ)を公表、全戸配布している。 ・引き続き、検討し、中小河川の浸水想定区域図を踏まえてハザードマップを更新する(令和8年度を想定)。	継続
1-4-3 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまごハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	—	・住民の防災意識調査結果からハザードマップ、まるとまごハザードマップの認知状況は増加した。 ・洪水浸水想定区域内に整備されていない地域もあることから今後も継続的に実施する。	継続
1-4-5 水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	—	・国土交通省では、ハザードマップの作成後にポータルサイトへ登録しており、倉吉河川国道事務所では、防災教育の場でハザードマップポータルサイトの周知を実施している。 ・今後は、住民説明会での防災情報活用等として記載する。	完了

参考：フォローアップ調査（R3～R7年度）（2/4）

- 各関係機関の令和3年度～令和7年度の実施状況を確認するために、ヒアリングを実施した。
- 概ね、完了・継続実施であるが、「避難場所・避難所の確保、広域避難の必要性、BCP作成の促進」は実施中・未実施の状況であった。

具体的な取組の柱 事 項	課題・予定	総括	実施状況
1-5 避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み			
1-5-1 出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	—	・ホットラインのタイミングは、毎年、洪水予報連絡会・水防連絡会で実施している。 ・今後も継続して出水期前に、ホットラインのタイミングについて確認する。	継続
1-5-2 多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	—	・令和2年度から運用を開始し、出水期前後に検討会を開催し、実運用と見直しを繰り返している。 ・今後も継続的に実施する。	継続
1-5-3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	—	・避難確保計画の作成状況は、80%～100%と高い状況であるが、水防法で義務付けられている取組のため100%を目指す。 ・避難確保計画に基づく訓練については、実施率が低い自治体もあり、水防法で義務付けられている取組であることから継続実施とする。 ・要配慮者利用施設の増減があるため継続的に確認していく必要がある。他自治体の実施例や工夫例を共有しながら100%を目指す。	継続
1-5-4 夜間、荒天時の避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	—	・地域防災計画には明確に基準は整理されていないものの、どの自治体も運用上の配慮事項として対応している状況である。	完了
1-5-5 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	—	・これまでに各自治体のハザードマップ作成時や減災対策協議会の場で、参考資料として、事例集を提供している。 ・実施済みであるため、今後の取組方針では完了（削除）とする。	完了
1-5-6 水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	—	・各自治体では地区からの要望に応じて指導者として参加し、支援している（自主防災組織の運営に必要な経費が町から補助される制度あり）。 ・国土交通省では、小学校や教員・保護者を対象にしたマイ・タイムライン作成の支援を実施してきている。 ・マイ・タイムラインという取組を知っている人は、約20%存在するが、作成したことがある人は1.6%と少ない状況であるため、今後も継続的にマイ・タイムラインの作成促進を図っていく必要がある（マイ・タイムラインの促進については、1-7-3策の項目との統合も想定）。	継続
1-5-7 避難所開設等災害対応人員の確保	—	・避難所の開設体制は各自治体とも検討されてきている。 ・一方で、避難所運営が長期化した際の自治体 完了 住民の協力が必要な状況である。	継続
1-5-8 ダム事前放流の実施	—	・中津ダムでは、令和2年に治水協定を締結しており、一時ダム工事のため中断したが、工事完了に伴い、令和6年8月から事前放流の取組を再開している。 ・今後も継続的に実施する。	継続
1-5-9 民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援		・次期取組方針では達成度を評価することも想定して具体的な取組内容を明確化して整理する。 例：BCPの支援について、①BCPの有効性を自治体に伝える、②各自治体がBCPの有効性を民間企業に伝える、③支援実施状況 等	未実施
1-6 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣			
1-6-1 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	—	・災害対策基本法に基づく「助言」に関する研修会を実施しており、各自治体も鳥取県が開催する研修等へ参加している。 ・今後も継続的に実施する。	継続
1-6-2 河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	—	—	継続
1-6-3 災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（市町職員の水害リスク学習会）	—	・項目名と括弧書きの内容（市町職員の水害リスク学習会）には乖離がある。 ・今後の対応としては、1-6-1、1-6-2と合わせて段階的に実施するよう記載する。	継続

参考：フォローアップ調査（R3～R7年度）（3/4）

- ・各関係機関の令和3年度～令和7年度の実施状況を確認するために、ヒアリングを実施した。
- ・概ね、完了・継続実施であるが、「避難場所・避難所の確保、広域避難の必要性、BCP作成の促進」は実施中・未実施の状況であった。

具体的な取組の柱 事 項		課題・予定	総括	実施状況
1-7 防災教育（学習）や防災知識の普及				
1-7-1 教育関係者等と連携して指導計画の作成支援及び地域の特性に合わせた教材等の作成		—	—	—
1-7-2 天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施		—	・各機関とも小中学校への防災教育を実施している。 ・一方で、浸水想定区域内にある小中学校のうち、防災教育を実施できていない学校がある。 ・今後は、計画的に防災教育の実施を検討することを県とする。	継続
1-7-3 自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施		—	・各機関とも自治会への防災教育を実施している。 ・これまで実施できていない自治会を対象とすることも検討する。 ・今後は、これまでに整備した危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの利用やハザードマップポータルサイト、川の防災情報等の周知を計画的に実施できるような目標を整理する。	継続
1-7-4 学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣		—	・国土交通省では、小学校や教員・保護者を対象にしたマイ・タイムライン作成の支援を実施してきている。 ・依頼があった際の対応となっているため、1-7-2と合わせて計画的な実施の検討が必要である。 ・先生の意欲を高めるという目的等で既存の研修会などを通じて、教職員への情報提供を検討する。	継続
1-7-5 河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催		—	・水防連絡会等の場を活用して、防災担当者向けに情報提供を行っている。 ・今後も、継続的に実施する。	継続
1-8 避難を促す状況情報の提供				
1-8-1 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知		—	・住民を対象とした出前講座等で防災情報に関する情報提供を実施している。 ・一方で、川の防災情報や水害リスクラインの認知状況は低い状況である。 ・今後は、計画的な防災教育と合わせて、引き続き、住民への情報発信を行う。	継続
1-8-2 避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有		—	・危険箇所の検討を踏まえた、簡易型河川監視カメラの再整理など、今後も継続的に実施する。	継続
1-8-3 自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知		—	・各自治体で様々な情報で住民が防災情報を収集できるような仕組みを作成し、周知している。 ・引き続き、実施する。	完了
1-8-4 スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供		—	・継続的に実施する。	継続
2. 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動				
2-1 水防活動に資する基盤等の整備				
2-1-1 河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有（行政向け）		—	・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有については、国土交通省で継続的に検討する。	継続
2-2 水防活動の効率化及び水防体制の強化				
2-2-1 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討		—	・継続的に実施する。	継続
2-2-2 洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会）が参加した合同点検		—	・水防団や自主防災組織（自治会）が参加した合同点検は、毎年、出水期前に実施している。 ・今後も継続的に実施する。	継続
2-2-3 水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練		—	・鳥取県（中部総合事務所）が実施する総合防災訓練への参加など今後も継続的に実施する。	継続
2-2-4 備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認		—	・今後も継続的に実施する。	継続
2-2-5 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整		—	・消防団の連携は広域連合で協定が策定されている。	完了
2-2-6 災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る		—	・今後も継続的に実施する。	継続

参考：フォローアップ調査（R3～R7年度）（4/4）

- ・各関係機関の令和3年度～令和7年度の実施状況を確認するために、ヒアリングを実施した。
- ・概ね、完了・継続実施であるが、「避難場所・避難所の確保、広域避難の必要性、BCP作成の促進」は実施中・未実施の状況であった。

具体的な取組の柱 事 項		課題・予定	総括	実施状況
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組	3-1 排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施			
	3-1-1 排水作業準備計画に基づいたシミュレーション(机上訓練、実地訓練等)の実施	—	・今後も継続的に実施する。	継続
	3-2 排水活動に資する施設等の整備			
	3-2-1 効果的・効率的な排水施設、釜場等の(施設)整備	—	・今後も継続的に実施する。 ・また、今後は、フラップゲートの整備(無動力化)、遠隔操作化や許可 工作物の整備なども含め、より包括的な内容としての整理を検討する。	継続
	3-2-2 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	—	〃	継続

4. 住民防災意識調査の実施

- 減災対策協議会における取組の効果を把握するために、住民の防災意識調査を実施した。天神川流域では、減災対策協議会設置前の平成27年度の調査結果があるため、比較検討により、住民の防災意識の変化を把握することとした。
- 天神川の浸水想定区域内の住民を対象に、現時点の防災意識到達度合を把握することを目的として、Phase区分の概念を参考に、防災意識が到達しているか否かを判定する評価項目（質問）を作成して、防災意識を分析した。

■ Phase区分

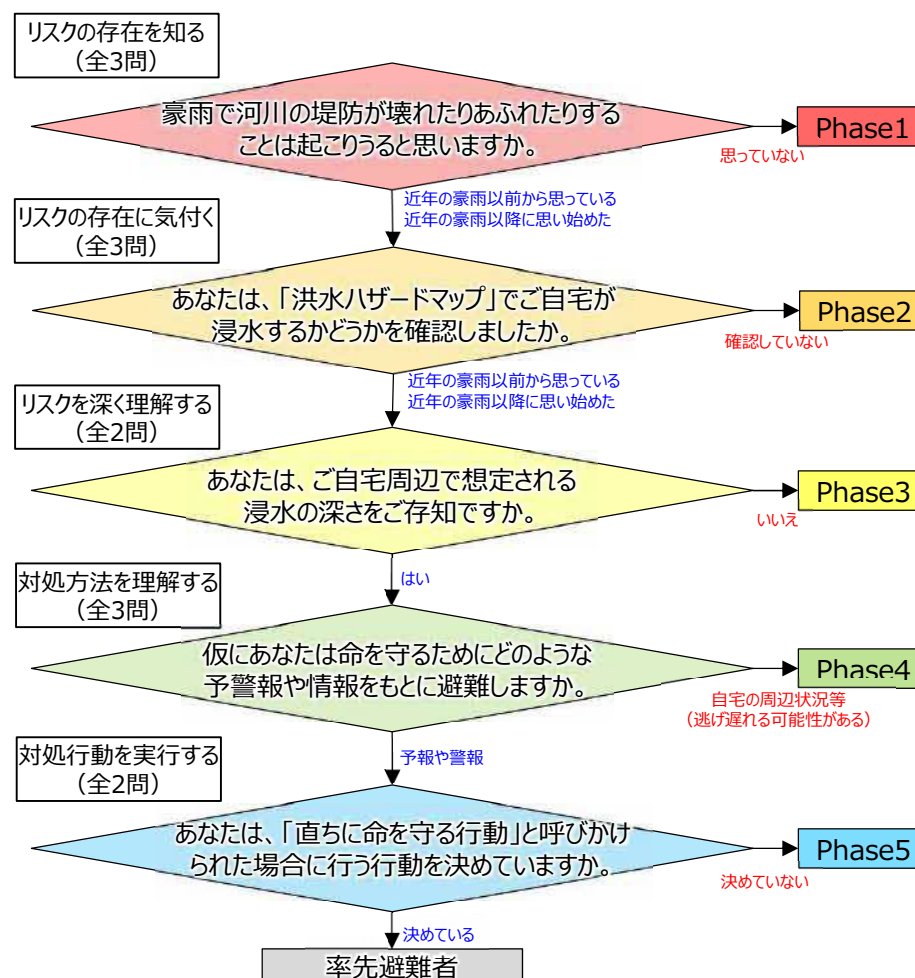


出典) 住民の防災意識水準に応じた教育プログラム策定手法に関する研究群馬大学 本間ら

■ 防災意識のPhase区分と質問項目

防災意識	質問項目 (全13問)
Phase1	・破堤が起こりうると思うか ・堤防の低い箇所や幅の狭い箇所を知っているか ・今の住居周辺は、河川氾濫時に浸水すると思うか
Phase2	・転居の際に、転居先の水害への安全性を調べるか ・「洪水ハザードマップ」を知っているか ・「洪水ハザードマップ」で自宅の浸水を確認したか
Phase3	・自宅の浸水深を知っているか ・自宅の浸水深はどのくらいの深さか
Phase4	・災害時に提供される各予警報や情報を知っているか ・避難勧告や避難指示について考えを持っているか ・どの予警報や情報をもとに避難するか
Phase5	・家族で災害時の対応を話し合っているか ・直ちに命を守る行動を決めているか
率先避難者	(主体的に避難行動をとることができると想定される層)

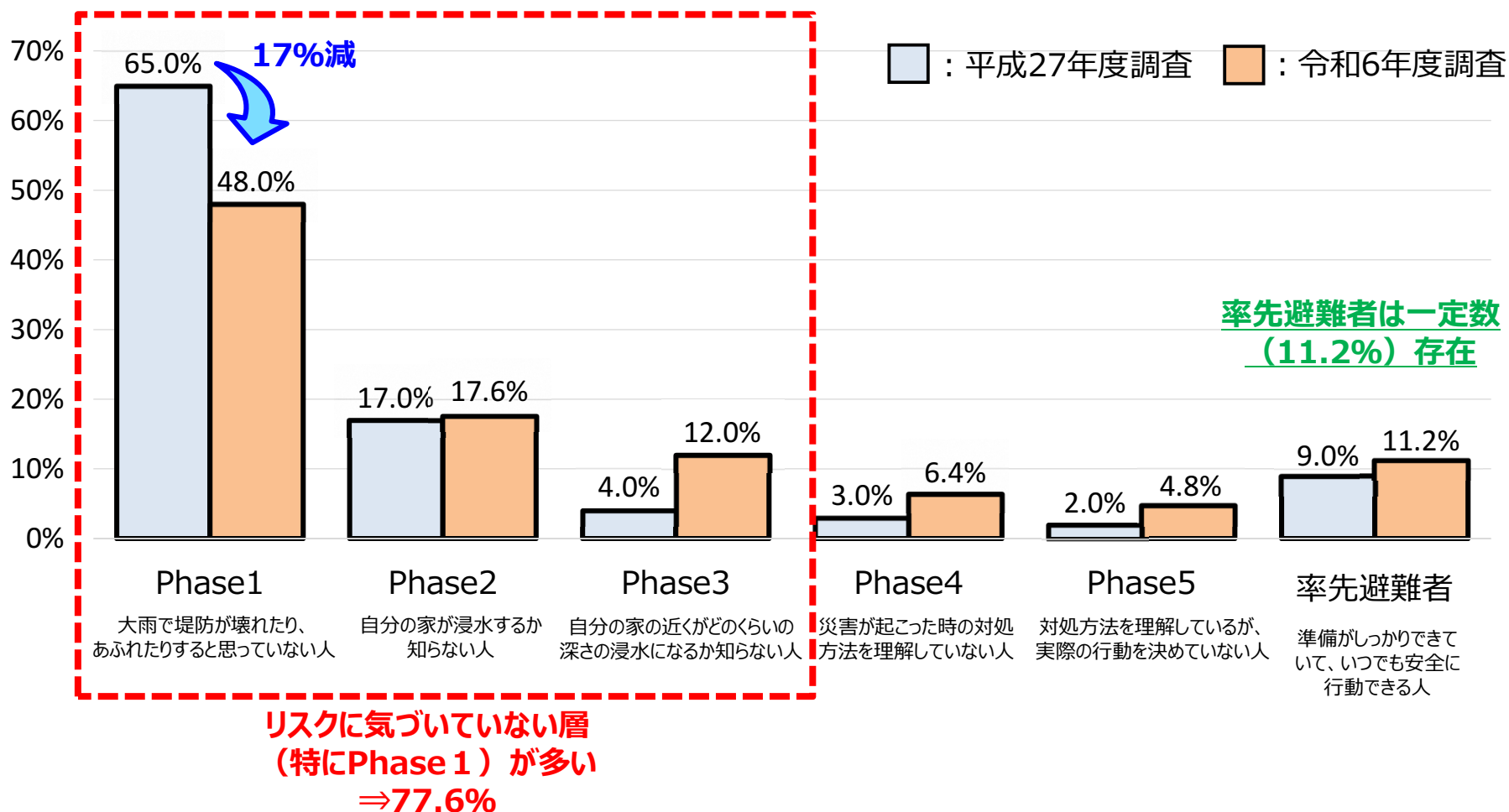
■ 防災意識到達度合の評価イメージ



4. 住民防災意識調査の実施

住民防災意識調査結果

- 天神川流域では、平成27年、令和7年と住民の防災意識調査を分析しており、**Phase1が減少している傾向**にあるが、**依然リスクに気づいていない層（特にPhase 1）が多く**、以前、**水災害リスクの自分事化が重要**である。
- 一方で、**率先避難者は一定数（約10%）存在**し、率先して行動をとること（地域の防災リーダー）にも期待できる。



5. 取組方針改定の方向性

- 第三期（令和8年度～令和12年度）の取組項目は、第二期（令和3年度～令和7年度）のフォローアップ結果（各関係機関の取組状況）や全国的な動向等の以下の観点で見直しを検討した。

取組方針の改定方針

改定の観点	改訂の背景・理由	改定方針
①各関係機関の取組状況 （フォローアップを踏まえた対応）	関係市町の課題やニーズ、これまでの取組の実施状況を反映	(1)第二期での完了項目は次期取組方針では <u>完了（削除）</u> または <u>ステップアップした取組へ更新</u> (2)進捗率が低いため、進捗率を上げていく必要がある取組項目は <u>目標設定により、取組内容を明確化</u> して取組を推進 (3)取組内容が不明確な項目は(2)と同様に目標設定、 <u>分割や統合</u> による取組項目の分かりやすい整理
②全国的な動向	流域治水プロジェクトを受けて実施された対策を反映（令和7年6月16日事務連絡の対応）	・流域治水プロジェクトの「 <u>避難・水防対策</u> 」で実施されており、減災協に反映されていない取組の追加 ※構成機関の変更はしない。減災対策協議会の構成員が流域治水の組織の取組をとりまとめ・共有する（令和7年度幹事会で方針を確認のうえ決定）。
③各関係機関が積極的に取り組んでいる項目	現在は減災協にはないが、関係市町が積極的に取り組んでいる項目を反映	・各関係機関が取り組んでいる項目、今後取り組みたい項目を確認し、取組に追加

6. 取組方針の改定（案）の更新

①各関係機関の取組状況（フォローアップを踏まえた対応）

第二期の取組

（１）第二期で完了した項目

- ・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施
- ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報伝達体制について検討
- ・浸水想定区域図に基づく災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策の検討
- ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知
- ・夜間、荒天時の避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討
- ・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供
- ・避難所開設等災害対応人員の確保
- ・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知
- ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整（一部、名称を省略して表示）

- ・浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施
- ・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の整備
- ・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備及び夜間監視のための検討
- ・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査

率（２）進捗
必要がある項目

- ・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査
- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図 ～一部省略～ 等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。
- ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援

（３）取組内容が不明確な項目

- ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施
- ・水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進
- ・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（市町職員の水害リスク学習会）
- ・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施

第三期の取組

完了（削除）

※これまで実施していたことが分かるように見え消しで表現

（ステップアップした取組へ更新）

- ・河床掘削（樹木伐開を含む）、堤防侵食防止対策、河岸侵食対策の実施
- ・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の維持管理
- ・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の維持管理及び夜間監視のための検討
- ・避難場所・避難所の確保の検討・調査

継続

段階的な目標設定により、取組内容を明示して取組を推進

※BCP支援に関しては削除
これまで、協議会としては、洪水浸水想定区域図の公表などは実施しているが、その他具体に実施できることが無い（相談があれば適宜関係部局へ繋ぐ等は実施）

継続

（２）と同様に目標設定、分割や統合による取組項目の分かりやすい整理

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
 Chugoku Regional Development Bureau

- | 流域治水プロジェクト（避難・水防対策） <small>※主体</small> | | | | | | | | 減災対策協議会
<small>（取組方針※）
※一部取組者を省略</small> | | | | | | 実施機関
<small>倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町 鳥取県 田安省 気象庁</small> | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|-----|------|-----|-----|-----|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 北栄町 | 鳥取県 | 田安省 | 気象庁 | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 北栄町 | 鳥取県 | 田安省 | 気象庁 |
| ○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 防災インフラの機能確保及び水防活動に関わる資機材や水防団員等の確保 | ● | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 14 | 水位計・監視カメラの設置 | | | | | | ● | ● | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | |
| 15 | まるとまちごとハザードマップの実施 | ● | ● | ● | ● | | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 16 | 支え壁マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり | ● | ● | ● | ● | | ● | | | | | | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ○ | | |
| 17 | ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成支援 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 18 | 関係機関と連携した多機関連携型タイムラインの活用 | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 19 | あんしんトリピーメール等を活用した防災情報の提供 | ● | ● | | | | ● | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 20 | 市町観光施設等への伝達手段の整備 | | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 要配慮者利用施設避難確保計画や民間企業におけるBCP作成支援 | ● | ● | ● | ● | | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 22 | 中小河川の浸水想定区域図の作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○多面的機能を活用した治水対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供 | | | | | | ● | | | | | | ● | | | | | | | | |
| ○溢れることも考慮した減災対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 内水やため地ハザードマップの作成及び活用した避難訓練の実施 | ● | | ● | ● | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ○ | | |
| 25 | 防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ○ | | |
| 26 | 感染症にも配慮した避難所環境整備や災害協定による避難先の確保 | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | | |
| ○インフラDX等における新技術の活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | リアルタイム雨量・水位データを用いた洪水予測システム、浸水表示システムの開発 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 河川監視カメラを利用したAIによる河川管理の高度化 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 三次元河川管内図の整備(DX) | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | ドローンによる河川監視(DX) | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | 排水機場の遠隔監視(DX) | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | 水害リスクデジタルマップの拡充・オープンデータ化(DX) | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | 気象情報の充実、予報精度の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
- ➡ 追加（あんしんトリピーメールの活用促進）

➡ 追加（市町観光施設等への伝達手段の整備）

➡ 完了したため追加しない

➡ 追加（市町観光施設等への伝達手段の整備）

➡ 追加（土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供）

➡ 天神川が対象ではないため追加しない

➡ 天神川が対象ではないため追加しない

➡ 追加（気象情報の充実、予報精度の向上）
- 16

③各関係機関が積極的に取り組んでいる項目

- ・関係機関において、積極的に取り組んでいる又は今後取り組みたい項目を計画に反映するためにアンケートを実施した。
- ・アンケート結果を踏まえ、「支え愛マップ、地区防災リーダー（防災士・消防団）の育成支援、樋門操作員の育成（確保）」を追加した。

分類	積極的に取り組んでいる又は今後取り組みたい項目 (アンケート結果から意見が多かった項目を抜粋)	追加項目
①Phase1の人に向けて 自らのリスクを認知していただくような取組促進を目指す	・まるごとまちごとハザードマップの整備 ・ハザードマップの作成・周知 ・SNSによる広報活動（リスク周知）	・既存の取組方針に記載あり (継続的に実施する)
②各Phaseの底上げに向けて 住民防災意識の底上げを図り、 地域に根付くサイクル型の防災 理解促進を目指す	・防災マップ、支え愛マップの作成支援 ・防災教育	・「支え愛マップ」を追加 防災マップの作成支援の拡充 →防災マップ・支え愛マップの作成支援 の拡充
③率先避難者に向けて 率先避難者に正確な情報とその 意味を伝える取組促進を目指す	・地区防災リーダー（防災士・消防団）の育成支援 ・マイ・タイムラインの作成支援・周知	・「地区防災リーダー（防災士・消防団）の育成支援」を追加

7. 重点実施項目の設定

①重点実施項目の設定方針

5年間の重点項目として以下を設定する。

- 各関係機関の取組状況を踏まえ、**(1) 進捗率が低いため、進捗率を高めていく必要がある取組項目**は、重点実施項目として整理する。
- また、水防法に位置付けられている取組は継続して実施する必要があるため、**(2) 水防法に位置付けられている項目**として、重点実施項目に整理する。
- (3) 住民防災意識を踏まえて実施する取組**（次頁へ）

(1) 進捗率を高めていく必要がある取組項目

- 避難場所・避難所の確保の検討・調査
- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。

（当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、）隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施

(2) 水防法に位置付けられている項目

- 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施

①重点実施項目の設定方針

(3)住民防災意識を踏まえて実施する取組

- ・天神川流域において過年度に実施した、住民へ防災意識調査結果を踏まえて、「自らのリスクの認知を促す、各層のワンランクアップ、率先活動者による全体の引き上げ」の3つの方向性を整理した。
- ・これらの方向性を基に、関係機関のアンケート結果を踏まえて、**(3)住民防災意識を踏まえて実施する取組**を重点実施項目に設定する。

現時点のPhase分類をもとにした有効な取組の方向性

①Phase1の人に向けて

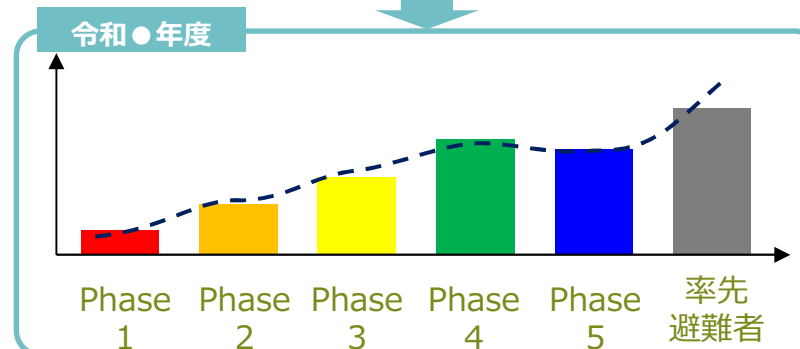
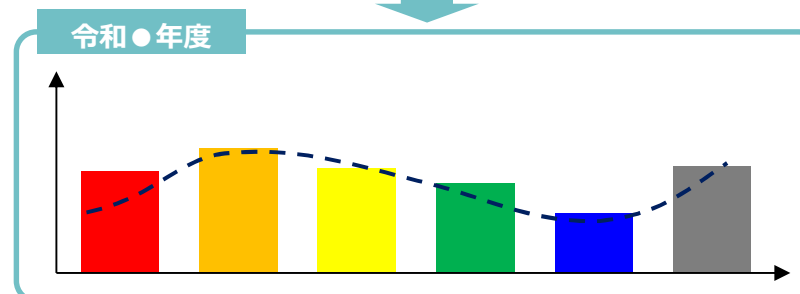
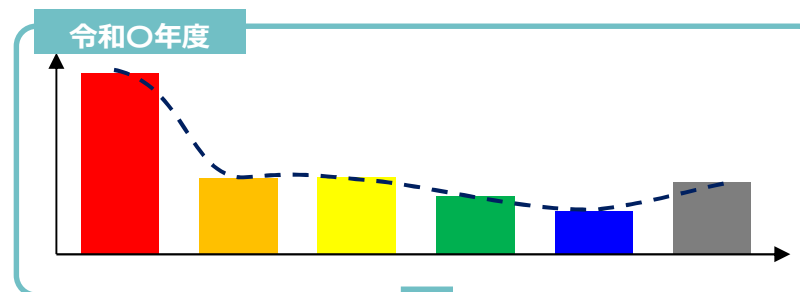
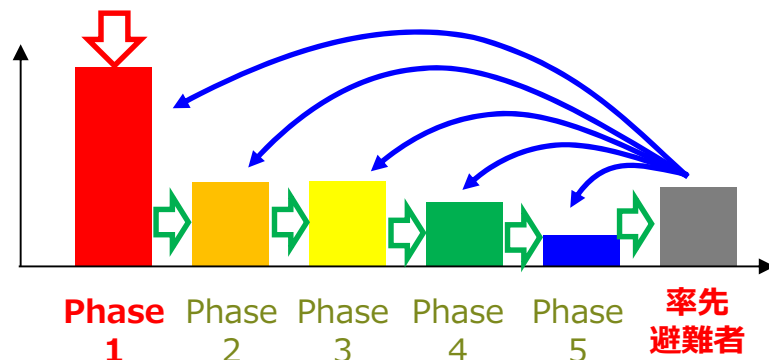
- ・リスクを認知できていない方に向けて自らのリスクを認知していただくような取組促進を目指す

②各Phaseの底上げに向けて

- ・水防災意識レベルに応じた情報提供を行い、住民防災意識の底上げを図り、地域に根付くサイクル型の防災理解促進を目指す(各フェーズのワンランクアップ程度を目指す)。

③率先避難者に向けて

- ・防災意識の高い率先避難者が一定の割合で存在する。率先避難者による避難誘導促進を目的として、率先避難者に正確な情報とその意味を伝える取組促進を目指す。

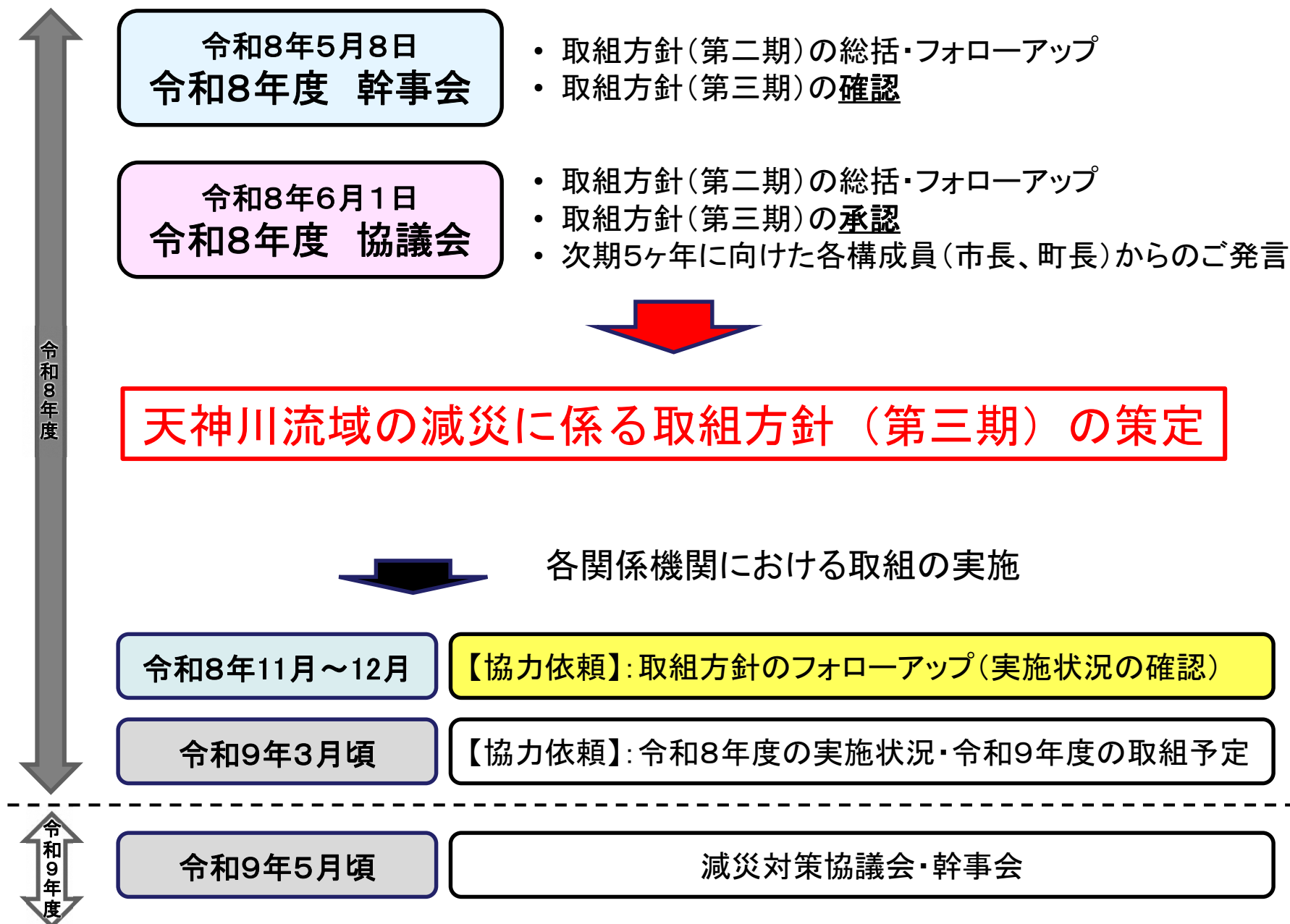


Phase分類の経年変化イメージ

②重点実施項目

今後 5 ヶ年の取組のうち重点実施項目として以下の取組を重点的に実施する（フォローアップ時の実施状況の共有等）。

現行の取組方針	次期取組方針		
記載なし	以下の取組は重点的に実施する項目とする。		
	分類	項目	
	(1) 進捗率を高めていく必要がある項目	- 避難場所・避難所の確保の検討・調査 - 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。（当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、）隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	
	(2) 水防法に位置付けられている項目	- 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布 - 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	
	(3) 住民防災意識を踏まえて実施する項目	自らのリスクを認知していただくような取組促進を目指す	- まるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施 - 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布（再掲） - SNSによる広報活動（リスクや分かりやすい防災情報の提供）
		住民防災意識の底上げを図り、地域に根付くサイクル型の防災理解促進を目指す	- 防災マップ・支え愛マップの作成支援の拡充 - 天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充
		率先避難者に正確な情報とその意味を伝える取組促進を目指す	- 地区防災リーダー（防災士・消防団）の育成支援 - マイ・タイムラインの作成促進



「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 天神川流域の減災に係る取組方針

第三期

令和8年6月1日

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、鳥取県、
鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取地方气象台、
国土交通省中国地方整備局〕

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 天神川流域の概要と主な課題
 - (1) 天神川流域の地形的な特徴と氾濫特性
 - (2) 過去の洪水による被害状況
 - (3) 天神川の現状と課題
4. 現状の取組状況
 - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - (2) 水防に関する事項
 - (3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
 - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
 - (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - (2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動
 - (3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動
7. フォローアップ

※改訂履歴

平成28年10月7日

平成30年3月23日：琴浦町、鳥取中部ふるさと広域連合が参加、緊急行動計画を反映

令和3年5月28日：二期目の「天神川流域の減災に係る取組方針」策定に伴う改訂

令和6年6月5日：構成機関担当者の役職変更に伴う改訂

令和8年6月1日：三期目の「天神川流域の減災に係る取組方針」策定に伴う改訂

1. はじめに

河川の整備は、河川整備基本方針に基づき、河川整備計画において段階的な目標とする流量を設定し、その規模の洪水を計画高水位以下で安全に流すことにより、人命・資産を守る観点から被害を防止することを基本として、堤防やダム等の整備に取り組んできた。一方で、降雨の激甚化・集中化により、施設的能力を大きく超える洪水が多発しており、整備途上の状況、あるいは整備後の状況であっても被害を軽減する対策を講ずる必要性が増大してきた。

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）が設置された。

天神川流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の4市町（倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町）、鳥取県、鳥取地方気象台、中国地方整備局で構成される「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月12日に設立し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

また、平成30年3月23日に鳥取県中部圏域の広域的な取組を視野に琴浦町、鳥取中部ふるさと広域連合を新たな構成員に加えた。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すものである。

天神川流域は過去から現在に至るまで、鳥取県中部圏域の政治、文化、経済の中心地として発展してきたが、全国でも稀にみる急流河川であり、流域の形状から流水の流出が早く、また、倉吉市の中心市街地は、ほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川に囲まれる地域であるため、両流域の氾濫の影響を受け、一度氾濫が起これば浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、地域によっては浸水の継続時間も長期にわたることが想定される。

また、天神川下流部、国府川下流部が氾濫すると、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込むため、これら河川の周辺が広く浸水するとともに、特に、天神川左岸側の由良川流域は浸水の継続時間が長期にわたることが想定される。

近代における天神川の治水事業は、昭和9年9月の室戸台風による大水害を直接的契機として開始され、室戸台風の実績流量を約 $3,500\text{m}^3/\text{s}$ （小鴨川合流後の小田地点）として、無堤地区における堤防の整備、既存堤防の拡幅や嵩上げ、流水の流れる断面を増加させるための河床掘削、急流河川特有の強大な流水の作用から堤防を保護するための護岸工事や洗掘対策工事等を実施してきた。また、平成22年3月には「天神川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大洪水である昭和34年9月伊勢湾台風洪水（小田地点：約 $2,200\text{m}^3/\text{s}$ ）が再び発生した場合でも、計画高水位以下で安全に流すことを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。また、急流河川であることから、水位が低い状態のときでも、激しい流れによる河床洗掘で堤防や護岸が崩壊する可能性が高い箇所等があり、倉吉市街地等の平地の置かれている現状を考えれば、被害は深刻なものになると予想される。

本協議会では、こうした天神川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「天神川流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、取り組みを推進してきた。また、令和3年度には、令和2年度までの取組状況や水防災に係る動向を踏まえ、第二期の「天神川流域の減災に係る取組方針」として見直しを行い、令和7年度まで継続して減災対策の取り組みを推進してきた。

令和8年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和7年度までの取組方針に引き続き、令和12年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、三期目の「天神川流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところである。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第3条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
倉 吉 市	市長
北 栄 町	町長
湯 梨 浜 町	町長
三 朝 町	町長
琴 浦 町	町長
鳥 取 県	危機管理部長
〃	企業局長
〃	県土整備部長
〃	中部県土整備局長
鳥取中部ふるさと広域連合	消防局長
気 象 庁	鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長

3. 天神川流域の概要と主な課題

(1) 天神川流域の地形的な特徴と氾濫特性

天神川は、東西に延びた菱形のような形状をしており各河川の幹川流路延長は短く、他の河川に比べて急流河川であるため、洪水の流出が早い。

天神川の氾濫域には、鳥取県の中央に位置し、鳥取県中部における社会、経済の中心となっている倉吉市の市街地があり、同様に北栄町、湯梨浜町、三朝町の役場などの地域における重要な公共施設のほとんども氾濫域に存在する。

特に、ほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川が合流する上流に位置する倉吉市街地は、多くの人口、資産、行政・医療機関といった重要な公共施設が集中して存在し、その想定浸水深は大部分が3 m以上と深く、家屋倒壊等氾濫想定区域が広く分布し、想定浸水時間は1日以上の区域が半数程度存在し、甚大な被害となることが想定されるほか、両流域の氾濫の影響を受ける地区となっている。

合流点とその下流の倉吉市街地は、人口、資産が集中し、JR倉吉駅がある地域であるが、大雨が降ると流出が重なり、ピーク時の流量が大きな値となるとともに急激な水位上昇が懸念されるため、氾濫した場合避難時間が短くなる。

天神川下流部、国府川下流部は、氾濫すると、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込むため、これら河川の周辺が広く浸水するとともに、特に、天神川左岸側の由良川流域は浸水の継続時間が長期にわたる。

一方、天神川・小鴨川・国府川上流域は、急流河川であることから、激しい流れにより河床や河岸が洗掘され、堤防や護岸の崩壊による氾濫や河岸の侵食による家屋被害も懸念される。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和9年9月洪水（室戸台風）

天神川流域において観測史上最大流量を記録した洪水であり、小鴨川の堤防が多く箇所決壊し、氾濫した濁流は「一朝にして当時の小鴨村、倉吉町は石河原と化し一面の泥海に変じた」と言われている。死者31名、家屋全半壊284戸、浸水家屋6,960戸の被害が発生した。

国府川の破堤・越水、天神川下流部左右岸の破堤により、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込み浸水が発生している。

○昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

天神川流域において戦後最大流量を観測した洪水であり、小鴨川筋の生竹、関金地区等の未改修区間で被害があり、多くの橋梁（当時は木橋が大半）を流

失させた。この洪水による被害家屋は135戸であった。

なお、この洪水で天神川本川及び小鴨川において堤防が決壊しており、これは戦後、直轄管理区間内で発生した最後の堤防決壊被害である。

○平成10年10月洪水出水（台風10号）

戦後第3位の洪水出水であり、倉吉市堺町地区や清谷地区で内水による被害が発生し、この洪水出水で家屋全半壊3戸、浸水家屋50戸の被害が発生した。

○平成30年9月洪水出水（台風24号）

戦後第4位の洪水出水であり、天神川の小田観測所においては、避難判断水位を超え最高水位6.33mを記録し当時既往最高水位を更新した。天神川水系内では大きな被害はなかったが、中部圏域の他河川では浸水被害も生じた。

○令和3年7月出水（梅雨前線に伴う大雨）

戦後第6位の出水であり、天神川の小田観測所、国府川の福光観測所、三徳川の三朝観測所においては、避難判断水位を超過し、小田観測所で5.95m、福光観測所で3.36m、三朝観測所で4.71mを記録した。天神川水系全域で家屋浸水、道路冠水、土砂災害が生じた。

○令和5年8月出水（台風7号）

伊勢湾台風に次ぐ戦後第2位の出水であり、天神川の小田観測所、三徳川の三朝観測所においては、避難判断水位を超え、小田観測所で6.68m、三朝観測所で4.82mを記録し、既往最高水位を更新した。天神川水系全域で家屋浸水、道路冠水、土砂災害が生じ、三朝町内の宿泊施設が浸水や土砂流入により被災した。

（3）天神川の現状と課題

昭和9年9月室戸台風洪水を契機として、無堤地区における堤防の整備、既存堤防の拡幅や嵩上げ、流水の流れる断面を増加させるための河床掘削、急流河川特有の強大な流水の作用から堤防を保護するための護岸工事や洗掘対策工事等を実施してきた。

また、将来の気候変動による降雨量の増大等を考慮し、令和6年3月に天神川水系河川整備計画を変更し、河川工事を実施していく。

こうした天神川流域の地形的な特徴と過去の水害及び想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○防災意識の向上

近年堤防が決壊するような大きな水害を経験していないことから、地域住民の水災害に対する防災意識の低下が懸念される。現状は整備目標流量に対して河川水の流れる断面積が不足している一連の区間や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して浸水被害が懸念され、広範囲におよぶ浸水範囲が想定されている。そのため、迅速かつ的確な避難行動のために想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○迅速な避難行動の確保

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表等に伴い、浸水深が深く垂直避難が困難な地区、浸水時間が長い地区、家屋倒壊等氾濫想定区域が広い範囲で分布することが明らかになり、また、土砂災害警戒区域が浸水想定区域の山側に分布しており、既存の避難所等の適否、避難経路の設定をする必要が生じている。そのため、洪水の流出が早いこと、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、避難に要する時間、避難経路等を踏まえ、必要に応じ広域的な避難について議論を進め、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所である指定緊急避難場所、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所である指定避難所、避難経路について検討をすすめ、各市町が作成したハザードマップを住民に周知していく必要がある。

○効率的・効果的な水防活動

急流河川であるという特徴から、洗掘を受けやすく滞筋が変化し、侵食による堤防決壊の可能性がある。また、短時間の水位上昇量が大きいため、水防活動による避難時間の確保が重要となる。そのため、天神川の特徴を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○排水活動

天神川の氾濫により、倉吉市街地、北条・羽合両平野等の低平地では、広範囲にわたり長期間の浸水が発生することが懸念されることから、大規模水害を想定し作成した排水計画を基に訓練を行い作業員の習熟を図る必要がある。

以上の課題を踏まえ、天神川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、引き続き「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

天神川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－１参照)

(１) 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの地域住民への周知	○天神川、小鴨川、国府川、三徳川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を倉吉河川国道事務所のWEBサイト等で公表している。 ○計画規模のハザードマップ(HM)は全戸配布して周知している。市町のホームページ等でも公表している。 ○県管理区間や天神川の氾濫に係る2級河川での想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を公表している。	
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
	●想定最大規模降雨でのHMを公表する際は、避難計画もあわせて住民へ提示する必要がある。	B
	●堤防決壊や浸水被害のイメージがわきにくい。	D
	●HMの認知度は向上しているが、依然、住民の防災意識が低い。	E
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○河川水位に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。 ○堤防決壊の恐れがある場合には、倉吉河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)することとしている。	
	●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。	F
	●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。	G
	●避難行動につながる夜間のカメラ映像の提供を検討する必要がある。	H

項目	現状と課題	
関係機関の情報共有	○水防団等の巡視班が現場の災害状況を各市町へ連絡している。	
	●住民から災害状況を収集できていない。	I
	●現場の災害状況を関係機関で共有できていない。	J
避難指示等の発令基準	○鳥取県の発令基準に準拠しており、氾濫注意情報で高齢者等避難発令、氾濫警戒情報で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	
	○多機関連携型タイムラインを作成しており、運用後の振り返り及び見直しを実施している。	
	●計画規模降雨から想定最大規模降雨の避難計画をどのように繋いでいくのか検討が必要である。	L
	●事前に想定最大規模降雨と判断できるような情報が必要である。	M
	●避難指示等の発令基準が、国の指針と鳥取県では異なっている。	N
	●悪天候や、深夜などの避難は、危険が伴うことから、これらの危険性を考慮し、避難指示等を発令する必要がある。	O
避難場所※1、避難所※2、避難経路	○避難所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、HP、広報誌等で周知している。	
	○自主防災組織がマイハザードマップ等を作成して、避難経路等を住民が設定する取り組みを進めている。	
	●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。	P
	●避難場所・避難所の選定には、土砂災害も考慮する必要がある。	Q
	●想定最大規模降雨の浸水範囲において避難場所・避難所の確保が難しい状況にある。	R
	●想定最大規模降雨に伴う広域避難計画（避難指示等の判断含む）について、市町村単独で検討を行うことは困難。又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。	S
	●いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	T

※1 避難場所:災害対策基本法第49条の4(同施行令第20条の3)に規定する施設又は場所

※2 避難所:災害対策基本法第49条の7(同施行令第20条の6)に規定する施設

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	○戸別受信機や屋外スピーカーを設置し防災無線にて情報等を発信している。	
	○河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。（再掲）	
	●避難指示等の発令が住民の避難行動に結びついておらず、住民が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災知識の普及が不十分である。	U
	●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。（再掲）	F
	●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。（再掲）	G
	●避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者等への対応がされていない。	V
避難誘導體制	○市職員、消防団員と兼務する水防団員が避難誘導を実施している。	
	○要配慮者の避難誘導は自主防災組織（自治会等）に依頼している。	
	○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を実施することとなっている。	
	●夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。	W
	●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。（再掲）	P
	●自主防災組織（自治会等）への情報提供について現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導體制を確立する必要がある。	X
	●要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導體制を確立する必要がある。	Y
防災教育	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	
	●自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。	Z
	●小中学校での防災教育がカリキュラム化されているが、継続して取り組む必要がある。	AA
	●自主防災組織（自治会等）等の防災意識が向上する取組が必要である。	AB

(2) 水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○倉吉河川国道事務所が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥取県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
	○水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知している。	
	●水防団は、水防活動を行うために、どのような情報が必要か把握できていない。	AC
	●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団の水防活動に十分に活かしていない。	AD
河川の巡視区間	○消防団員と兼任する水防団員が各々の管轄区域内の巡視を行っている。	
	○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知している。	
	○夜間監視できる性能の CCTV カメラは整備中である。	
	●夜間、荒天時においては、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。	AE
	●効率的・効果的な巡視を実施するためには、重点的に巡視すべき箇所のデータが不足している。	AG
水防訓練	○国、県、市で水防訓練を実施している。	
	○河川防災ステーションを水防訓練場所として活用している。	
	●水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	AH
水防資機材の整備状況	○国、県、各市町で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄している。	
	○河川防災ステーションに、水防資機材等を備蓄している。	
	●資機材の備蓄量の決め方など目安となるものがない。	AI
	●資機材確保のため、費用面に課題がある。	AJ

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	●想定最大規模降雨による浸水に対する排水ポンプ車の排水作業準備計画に基づく訓練の実施が必要。	AL

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水を安全に流すための ハード対策の推進	○河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	
	●昭和34年9月洪水に 気候変動の影響を考慮した規模 の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	AM

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和12年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇を伴う洪水、浸水が広範囲となり長期化する氾濫特性を踏まえ、天神川では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害 . . . 想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ . . . 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化 . . . 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②急流河川の地域特性に応じた効率的、効果的な水防活動
- ③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・天神川は急流河川であり、堤防や護岸が被災しやすいこと、流水の流出が早いことなどの流域特性や、ひとたび氾濫が起こると広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民や自主防災組織（自治会、**防災リーダー、防災士**等）など広く一般に周知するため、小中学校などと連携した天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充、自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップ、マイ・タイムラインの作成支援について拡充を図る。（継続実施）

- ・市町の行政界を跨ぐ広域的な避難の検討及び必要に応じて関係行政機関との協議調整を図る（継続実施）。

- ・水防活動の効率化や水防体制の強化のため、洪水に対しリスクの高い区間について、水防団等との合同点検（継続実施）、水防技術講習会・関係機関が連携した実践的な総合水防訓練（継続実施）を実施する。

- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響を最小限にするとともに長期化する浸水を1日でも早く解消するため、排水手法の検討を行い大規模水害を想定した排水作業準備計画を基に訓練を行い作業員の習熟を図る（継続実施）。

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

ただし、協議会全体の取組については、琴浦町は必要に応じて実施するものとする。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

◎は重点実施項目を示す

主な取組項目		目標時期 (年度)	取組機関
■ 洪水を安全に流すためのハード対策の推進			
・堤防の浸透対策、パイピング対策、流下能力対策堤防侵食防止対策、河岸浸食対策の実施	AM, 緊 23	R7R12	中国地整
・流下能力対策を推進河床掘削（樹木伐開を含む）の実施	AM, 緊 23	R7R12	中国地整
■ 危機管理型ハード対策の推進			
・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施	AM、緊 13, 緊 25	H28～ 継続実施	鳥取県
■ 避難行動に資する基盤等の整備			
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計等の整備維持管理	F, G, H, V, AE, 緊 12	H28R8～ 継続順次実施	鳥取県、中国地整
・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備維持管理及び夜間監視のための検討	F, G, H, V, 緊 12	H28R8～ 継続順次実施	鳥取県、中国地整
・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	緊 19	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、鳥取県、中国地整
・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討	AK、緊 20	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、鳥取県、中国地整
・気象情報の充実、予報精度の向上	F, G	R8～ 順次実施	気象台
◎避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査	P, Q, R, S, T, 緊 6	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、鳥取県、中国地整
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
◎天神川直轄管理区間、県管理区間及び天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。（当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、）協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	B, P, Q, R, S, T, 緊 6	H28～ 継続実施	協議会全体

・ 必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映	L, M, 緊 6, 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 琴浦町、鳥取県、 中国地整
◎想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, B, E, 緊 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町
・ 水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	緊 9	順次実施	中国地整
■ 避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み			
・ 出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	F	H28～ 定期的 に実施	協議会全体
・ 多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	N, 緊 3	R2～ 継続実施	協議会全体
◎要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	W, X, Y, 緊 7	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県、中国地整
・ 夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	Q, W	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町
・ 必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（再掲）	L, M, 緊 6, 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 琴浦町、鳥取県、 中国地整
・ 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	緊 9	H30～ 継続実施	中国地整
◎水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	緊 9	H30～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町
・ 避難所開設等災害対応人員の確保	W	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町
・ ダム事前放流の実施	緊	R2～	鳥取県企業局
・ 民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援	緊	R3～	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県、中国地整
■ 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣			
・ 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	Z	H28～ 定期的 に実施	協議会全体
・ 河川防災担当職員を対象とした研修の実施	Z	H28～ 定期的 に実施	協議会全体

・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加	緊 32	H30～ 継続実施	協議会全体
■ 防災教育（学習）や防災知識の普及			
・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施	U, AA, 緊 11	H28～ 継続実施	協議会全体
◎自主防災組織（自治会等）、地区防災リーダー（防災士・消防団）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的 に実施	X, AB	H28～ 継続実施	協議会全体
・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣	U, AA	H29～ 定期的 に実施	協議会全体
・河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催	Z	H28～ 継続実施	鳥取県、 気象台、中国地整
■ 避難を促す状況情報の提供			
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクライン、あんしんトリピーメールの活用促進のための周知	F, G, H, V	H28～ 継続実施	鳥取県、中国地整
・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有	F, G, H, V	H28～ 継続実施	中国地整
・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知	F, G, X	H28～ 継続実施	協議会全体
◎スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QR コード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	F, G, H, 緊 5	H29～ 継続実施	協議会全体
・市町観光施設等への伝達手段の整備	G	R8～ 順次実施	北栄町、 湯梨浜町、三朝町
・土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供	F	R8～ 順次実施	鳥取県

(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動

主な取組項目		目標時期 (年度)	取組機関
■ 水防活動に資する基盤等の整備			
・ 河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有 （行政向け）	AE, 緊 12	H29～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、 鳥取県、中国地整
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化			
・ 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	緊 16	H30～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、 鳥取県、 中国地整
・ 洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検	AC, AD, AG, 緊 15	H28～ 定期的 に実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町 中国地整
・ 水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	AC, AD, AH, 緊 17	H28～ 定期的 に実施	協議会全体
・ 備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	AI, AJ, 緊 21	H28～ 定期的 に実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、 鳥取県、 中国地整
・ 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	緊 18	H30～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、鳥取県、 中国地整
・ 災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	緊 32	H30～ 継続実施	中国地整

(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組

主な取組項目		目標時期 (年度)	取組機関
■ 排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施			
・ 排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施	AL	H31～ 定期的に 実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県 、中国地整
・ 災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的に マネジメントできる人材育成のために、研修・訓 練等へ参加（再掲）	緊 32	H30～ 継続実施	協議会全体
■ 排水活動に資する施設等の整備			
・ 効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備	AK, AL	H31～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県 、中国地整
・ 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	緊 21	H31～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県 、中国地整
・ 津波浸水リスクの高い地域等において、水門等樋 門施設の自動化・遠隔操作化・フラップ化等を優 先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実 施の整備及び既存樋門施設の確実な運用	緊 27	H29～ 継続実施	中国地整
■ 減災・防災に関する国の支援			
・ 災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動 を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促 し、災害対応力の向上を図る（再掲）	緊 32	H30～ 継続実施	中国地整

以下の取組は重点的に実施する項目とし、協議会において実施状況を確認・共有する。

分類		項目
(1) 進捗率を高めていく必要がある取組項目		・ 避難場所・避難所の確保の検討・調査 ・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。 (当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、) 隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施
(2) 水防法に位置付けられている項目		・ 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布 ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施
(3) 住民防災意識を踏まえて実施する取組	自らのリスクを認知していただくような取組促進を目指す	・ まるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施 ・ 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布(再掲) ・ SNSによる広報活動(リスクや分かりやすい防災情報の提供)
	住民防災意識の底上げを図り、地域に根付くサイクル型の防災理解促進を目指す	・ 防災マップ・支え愛マップの作成支援の拡充 ・ 天神川水系の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充
	率先避難者に正確な情報とその意味を伝える取組促進を目指す	・ 地区防災リーダー(防災士・消防団)の育成支援 ・ マイ・タイムラインの作成促進

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。なお、取組内容等についてはホームページ等で公表を行う。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

さらに、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有
各自治体でそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項										別紙ー 1	
項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ		
想定される浸水 リスクの周知								(現状) ・天神川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を倉吉河川国道事務所のWEBサイト等で公表している。	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A	
								(課題) ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして住民に認識されていない。 ・洪水浸水想定区域図やHMの認知度が不明である。 ・住民の防災意識がどの程度か不明である。 ・堤防決壊や浸水被害のイメージがわきにくい。	●想定最大規模降雨でのHMを公表する際は、避難計画もあわせて住民へ提示する必要がある。 ● 県管理区間や天神川の氾濫に係る2級河川での想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域の検討及び、ホームページの公表が必要。	B C	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							(現状) ・河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を倉吉河川国道事務所と共同発表することとしている。(FAX、メール) ・気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ・特別警報を発表する場合には、気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。	(現状) ・計画規模降雨の浸水想定に基づき、河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生の際には、倉吉河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。 ・倉吉河川国道事務所が設置しているCCTVカメラの映像は、鳥取県に配信している。	●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対して、その時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。 ●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。 ●避難行動につながる夜間のカメラ映像の提供を検討する必要がある。	F G H	
							(課題) ・洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。	(課題) ・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 ・想定最大規模降雨に対応した、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」を自治体向けに通知する必要がある。(国府川の北栄町への氾濫)			

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
関係機関の情報共有				(現状) ・水防団等の巡視班が現場の状況を役場に連絡している。					●住民から災害状況を収集できていない。	I
				(課題) ・住民から災害状況を収集できていない。 ・現場の災害状況を関係機関で共有できていない。					●現場の災害状況を関係機関で共有できていない。	J
避難指示等の発令基準	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、 避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、避難判断水位を超えるおそれがある場合に高齢者等避難発令、氾濫危険水位を超えるおそれがある場合に避難指示発令とし、 地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、 避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、避難判断水位を超えるおそれがある場合に高齢者等避難発令、氾濫危険水位を超えるおそれがある場合に避難指示発令とし、 地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、 避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、避難判断水位を超えるおそれがある場合に高齢者等避難発令、氾濫危険水位を超えるおそれがある場合に避難指示発令とし、 地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、 避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、避難判断水位を超えるおそれがある場合に高齢者等避難発令、氾濫危険水位を超えるおそれがある場合に避難指示発令とし、 地域防災計画に記載している。		(現状) ・地域防災計画に発令基準を定めている。 ・国と県の避難指示勧告等の判断基準となる水位を国の運用基準に合わせることを検討中。 が不整合のため、市町村が混乱しないように本県内の当面の運用基準について市町村に周知している。			●計画規模降雨から想定最大規模降雨の避難計画をどのように繋いでいくのか検討が必要である。 ●事前に想定最大規模降雨と判断できるような情報が必要である。 ●避難指示等の発令基準が、国の指針と鳥取県では異なっている。 ●悪天候や、深夜などの避難は、危険が伴うことから、これらの危険性を考慮し、避難指示等を発令する必要がある。	K L M N O
	(課題) ・避難 勧告指示 等の発令は空振り多 いと住民の危機意識の低下に繋がる 恐れがあるため、早く出しにくい。 ・想定最大規模降雨と判断できる ような事前情報がない。 ・水位情報を基に避難 勧告指示 等 を発令することとしているが、想 定最大規模洪水に対し、その妥当 性が検証できていない（リードタ イムがどの程度必要なのか不 明）。 ・計画規模のハザードマップは作成 済みであるが、想定最大規模降雨の 避難計画の場合、避難する場所が無 く、両者をどのように繋いでいく のか検討が必要である。									

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	項目
避難場所、避難経路	(現状) ・指定避難所に 5453 箇所、緊急避難所（屋外もあり）に 28 箇所を指定して、地域防災計画に記載している。 ・自主防災組織による集団避難を推奨している。 ・各集落の自主防災組織が防災マップを作成し、避難所や避難経路を設定している。約 75%の集落で完成。 →16 法人と協定を締結し、要援護者の受け入れが300名まで可能。 ・社会福祉施設 15 法人と災害時の要配慮者緊急受入に関する協定を締結し、各施設の被災状況にもよるが 200 名程度緊急受入が可能。	(現状) ・HM に避難経路の指定までは記載していない。 ・自主防災組織については 63 自治会中 45 について組織されている。中には要支援者の避難支援について設定している自主防災組織もある。全組織について推奨している。	(現状) ・HM に、福祉施設や避難経路は記載していない。 ・地域ごとはあるが、地区ごとはない。 ・自主防災組織については、75 自治会中 71 について、組織されている。	(現状) ・計画規模降雨の HM は地区ごとに作成しており、HM に避難所を表示。今年度中に、集落ごとに詳細なマップ（移動経路や経路の危険箇所などを追記）を作成予定。				(現状) 天神川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び、堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を倉吉河川国道事務所のホームページ等で公表し、自治体が作成するハザードマップ作成の支援をしている。	●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。 ●避難場所・避難所の選定には、土砂災害も考慮する必要がある。 ●想定最大規模降雨の浸水範囲において避難場所・避難所の確保が難しい状況にある。 ●想定最大規模降雨に伴う広域避難計画（避難指示等の判断含む）について、市町村単独で検討を行うことは困難。又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。	P Q R S T
	(課題) ・避難所の収容人数が足りない。 ・洪水時に避難所が使えるか確認できていない。 ・本川決壊前に内水氾濫によりすでに避難経路が浸水している可能性がある。	(課題) ・想定最大規模降雨による浸水時の避難所の収容人数の過不足等について確認できていない。 ・由良川等県管理河川の想定最大が公表されていないので、HM を作成することが難しい。直轄河川と県管理河川を重ね合わせた HM を作成したい。 ・広域避難（中部圏域の範囲）の連携について関係市町で調整が必要ではないか。 ・一次避難後の想定最大時の二次避難場所について避難経路等の検討が必要。	(課題) ・避難所の収容人数の過不足について確認できていない。	(課題) ・土砂災害が心配					●いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	
住民等への情報伝達の体制や方法	(現状) ・戸別受信機を設置しており、大雨でも聞こえる。 ・希望する聴覚障がい者には、 文字放送機を設置している。 ・ 防災放送アプリ、LINE、X、Facebook、登録用メールや日本海ケーブルテレビでも情報発信している。 →人暮らしの聴覚障がい者（25 名）には、文字放送機を設置している。 →登録用メールや日本海ケーブルテレビでも情報発信している。 →県、市、民放各社との協定により、FAX を送付すると放送してくれる。 NHK は L アラートで表示される。	(現状) ・防災行政無線や戸別受信機（各戸設置済み）により情報伝達している。 ・水防団による拡声器等による広報。 ・自治会の支援者（自治会長や自主防災組織の関係者等）による呼びかけ。 ・避難勧告以上で、県の防災情報システムに入力すると、L アラートで NHK 及び民放に表示される。 ・事前に登録している障がい者にはメールで情報伝達している。	(現状) ・防災行政無線及び戸別受信機（全戸設置済み）により情報伝達している ・水防団による拡声器等による広報。 ・避難勧告以上で、県の防災情報システムに入力すると、L アラートで NHK 及び民放に表示される。 ・各自治体判断による「あんしんトリピーメール」で避難情報も発信可能。	(現状) ・防災無線で伝達しており、戸別受信機を設置している。旅館や事業所にも設置している。 ・消防車のスピーカーで伝える場合もある。		(現状) ・水位情報、水防警報をあんしんトリピーメール、F ネット、L アラートで配信している。 ・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV 等で発信している。	(現状) ・気象情報等を自治体や報道機関を通じて住民等に伝達している。 ・気象情報等を気象台ホームページで配信している。 ・特別警報は緊急速報メールで配信している。	(現状) ・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータにて、水位・雨量等の防災情報を提供 ・橋梁に氾濫危険水位等を表示している。	●避難指示等の発令が住民の避難行動に結びついておらず、住民が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災知識の普及が不十分である。 ●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対して、その時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。（再掲） ●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。（再掲）	U F G V
	(課題) →戸別受信機は1m浸水すれば使用不可となる。 ・外国人への情報提供は、特に実施していない。	(課題) ・外国人への情報提供は、特に実施していない。就労している企業への連絡もしていない。 ・戸別受信機を切っている住民に防災情報が伝わったか確認できていない。 ・エリアメールで洪水情報は出していない。（全町内対象なので）	(課題) ・観光客には対応していない。（防災無線屋外拡声機のみ）	(課題) ・外国人や旅行者への伝達方法がない。旅館が対応すると思われる。 ・H27 年に避難勧告を発令したが避難者は 2 名であった。避難率が低い原因が不明である。		(課題) ・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へ分かりやすい情報となっていない。 ・外国人、障がい者等へ確認し、迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	(課題) ・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。（防災情報の意味や、それによりとるべき行動が理解されにくい） ・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。		●避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者等への対応がされていない。	

別紙－ 1										
項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	項目
避難誘導体制	(現状) ・自主防災組織や水防団が誘導するように依頼している。	(現状) ・自主防災組織で取り組んでいる。 ・自主防災組織にて地震時の訓練で声かけ、避難誘導等を行っているので、洪水時も同様。	(現状) ・H23 年は消防団による消防車での広報。 ・自主防災組織での避難誘導がされている集落もある。	(現状) ・集落ごとにある自主防災組織（トップは区長）が独居老人等の見回りを実施している。 ・要配慮者のリストは作成済み（約 1000 人が対象）。 ・避難所を確保するため、旅館組合と協定を結ぶ動きがある。					●夜間、荒天時には、安全な避難を可能とする体制が不十分である。 ●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。（再掲） ●自主防災組織（自治会等）への情報提供について現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。	W P X Y
	(課題) ・水防団の人員確保が必要。 ・要配慮者の避難には特殊な車が必要であり、家族での対応が基本となっている。 ・要配慮者の具体的な避難計画がない。	(課題) ・一次避難所（計画規模降雨）から二次避難所（想定最大規模降雨）への移動に關しての町の体制については防災計画で決めていない。		(課題) ・要配慮者の個別の避難計画が作れない。個人情報問題もある。					●要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。	
防災教育	(現状) ・小中学校の土曜授業にて防災を勉強している。 ・各学校で年 2 回防災訓練を実施している。 →自主防災組織の勉強会を年 30 回程度開催している。今後はリーダー育成のための勉強会を予定している。 ・自主防災組織の勉強会を年 30 回程度開催している。リーダー育成のための研修会を年一回実施している。 →大学の先生を講師に招いて勉強している地区（校区単位の全 13 地区）もある。	(現状) ・小中学校では特に教育していない。 ・今年秋、町と協力して、保護者引き渡しの訓練を行う予定。	(現状) ・自治会に依頼されて講習会、避難訓練を行っている。昨年は自治会 14 回、羽合小 1 回（5 年生）。 ・防災訓練を行った自治会には町として補助金を出している。（集まった世帯×500 円、1 年に3 回まで）	(現状) ・小中学校では特に教育していない。 ・講演会等を開催している。		(現状) ・要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	(現状) ・小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。 ・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ・水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関からの要請に基づいて出前講座を実施している。		●自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。 ●小中学校での防災教育がカリキュラム化されてない。 ●自主防災組織（自治会等）等の防災意識が向上する取組が必要である。	Z AA AB
	(課題) ・地区によって防災意識の高低があるが、原因分析ができていない。		(課題) ・訓練をまめに行う自治会もあれば、行わない自治会もある。	(課題) ・町職員でも浸水想定区域図の作成条件を理解できていない。		(課題) ・出前講座を申し込む学校が限られており、活用の呼びかけやプログラムの充実を図り、さらに防災教育を推進する必要がある。 ・教育委員会等の学校教育関係者の協力が不可欠。				

(2) 水防に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供	(現状) ・職員や水防団には、職員参集メールに登録してもらい、メールで送付している。 ・各分団への無線機は設置済みであり、指示は出せる。	(現状) ・県からの情報は FAX が基本。	(現状) ・河川水位については、水防団の分団長へ電話で連絡している。 ・現地では、各消防車の無線で連絡可能である。	(現状) ・提供していない。		(現状) ・水位情報、水防警報をあんしんトリピーメール、F ネット、L アラートで配信している。 ・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV 等で発信している。	(現状) ・水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	(現状) ・水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥取県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 ・水防に係る水位等の様々なデータは、「川の防災情報」によりパソコン・携帯電話・スマートフォンで提供している。	●水防団は、水防活動を行うために、どのような情報が必要か把握できていない。	AC
						(課題) ・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ・外国人、障がい者等へ確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・水位情報、監視カメラ、量水標等、利用に慣れることが重要である。			●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団の水防活動に十分に活かせていない。	AD
河川の巡視区間	(現状) ・国と市の合同訓練を実施しており、資料がわかりやすく評判がよい。どこをみればよいか知りたい。 ・内水氾濫が発生すると、巡視より優先して対応している。	(現状) ・水防団の分団ごと（天神川は 2 分団）に担当地区を巡視、警戒対応している。 ・分団長にまずメールで水位情報伝達し、消防車の車載無線や携帯電話にて指示等を行い、対応して頂いている。	(現状) ・堤防の巡視は羽合の 3 分団が担当する。	(現状) ・エリアを決めて、消防団の各班が巡視している。 ・消防団は巡視以外に、水路の木・ゴミ除去や水門管理などを行っている。				(現状) ・直轄管理区間において、出張所において巡視を行っている。 ・巡視は維持業者で対応。	●夜間、荒天時においては、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。	AE
	(課題) ・夜間巡視は危険で河川に近づくことが難しい。CCTV カメラで水位標の水位が確認できるようにしてもらいたい。 ・倉吉河川国道事務所が設置している CCTV カメラの映像が市では確認できない。 ・水防団が巡視のポイントを理解できていない。	(課題) ・夜間の水位判断が難しい。		(課題) ・消防団は定員割れで人手が不足している。消防団と区長を兼務している人も多い。					●市町において、夜間巡視に CCTV カメラを利用したいが、夜間監視できる性能の CCTV カメラが整備されていない。	AE
水防訓練		(現状) ・町として、年 1 回、水防倉庫の点検や水防工法（土のう作り、ロープワーク等）の訓練を行っている。 ・県や郡の講習に参加してもらうように推奨している。	(現状) ・町としての主催では水防訓練はない。 ・総合防災訓練で水防訓練を行ったことはある。 ・県主催の水防訓練の案内はしている。	(現状) ・6 年前から地区（全 5 地区）が持ち回りで年 1 回水防訓練を実施している。 ・今年度からロープワークの訓練を実施予定である。 ・1 市 4 町と合同で訓練を実施するか検討していく予定である。		(現状) ・3 年に一度、当地区において水防訓練を実施。	(現状) ・水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が開催する水防訓練に要請に基づいて防災気象情報（模擬）を提供している。	(現状) ・14 年に一度、天神川水系において総合水防訓練を実施。 ・防災ステーションを水防訓練場所として活用している。	●水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	AH
	(課題) ・どのような水防工法を実施すべきかわかっていない。									
水防資機材の整備状況	(現状) ・備蓄の基準が定められており、水防倉庫にブルーシート、ロープ等を備蓄している。	(現状) ・水防倉庫に土のう袋、ブルーシート、ロープ等 20 種類ほどを備蓄している。	(現状) ・土のう袋 3000～4000、ブルーシート、スコップ、つるはし、発電機、灯光器等十分な備蓄がある。 ・県からの備蓄品や数量についての指導は無い。	(現状) ・役場の裏の倉庫 1 箇所に備蓄している。		(現状) ・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。		(現状) ・根固ブロックや大型土のう等を所定の場所に備蓄している。 ・防災ステーションに水防資機材等を備蓄している	●資機材の備蓄量の決め方など目安となるものがない。	AI
	(課題) ・必要な量が備蓄されているか不明である。基準の根拠が不明。	(課題) ・県の備蓄品の基準があったかもれないが不明。		(課題) ・資機材の維持管理計画がない。 ・資機材の更新費用がない。 ・県や国からの緊急時の支援体制を確立。					●資機材確保のため、費用面に課題がある	AJ

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	(現状) ・想定最大規模降雨でも 災害対策本部を設置する本庁 舎や防災センターは浸水しない。	(現状) ・庁舎は浸水しない。 ・災害拠点病院なし。	(現状) ・役場の発電機は1mの高さの場所に設置。 浸水想定最大対策として高さ1.5mのブロック塀囲いを実施 ・災害拠点病院なし。 ・防災無線の更新事業により操作卓を2階に設置済	(現状) ・計画規模では役場は浸水しない。		(現状) ・ 計画規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。(各総合事務所等)	(現状) ・鳥取地方気象台(鳥取第3地方合同庁舎)について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。 ※本記述は、天神川水系に関係する事項ではないが、庁舎の実態としては記述のとおり、事務局で「必要なし」と判断されれば削除願います。	(現状) ・計画規模降雨の浸水に対して、電気供給が可能なよう改修済み。	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、現況施設の評価を行い、必要に応じ対策について検討する必要がある。	AK
	(課題) ・本庁舎や防災センターは浸水しないが、移動経路が浸水するため孤立する。 ・浸水時における救援物資の移動経路や手段(ボートやヘリコプター等)など確認が必要。	(課題) ・福祉施設への個別に情報伝達するか等の検討が必要。 ・福祉施設は2階建以上なので、垂直避難で対応すること考えている。	(課題)	(課題) ・役場の発電機は浸水深1.3mまで稼働可能であるが、キュービクル(変電設備の変圧器)が0.5m浸水すれば稼働停止となる。 ・病院等の耐水化状況が把握できていない。		(課題) ・ 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。(各総合事務所、拠点病院等)	(課題) ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・合同庁舎であるため、整備方針が決まっておらず検討は進んでいない。	(課題) ・想定最大規模降雨の浸水に対して現状施設の評価を行い、これを踏まえた対応を検討する必要。		

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	(現状) ・上井雨水排水ポンプ場を所有している。 (上下水道局工務課所管)下水道課が操作している。 ・国の和田排水機場の操作は建設課が委託されている。	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。 ・水防団のポンプ車で対応。 ・排水が必要な場合応援要請で対応。	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。 ・松崎地区に排水ポンプ場2基を計画、R3～4年度施工	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。		(現状) ・排水ポンプ車を保有し、出水に備え訓練、点検等を行っている。 ・水門、排水樋門等は市町等へ操作委託を行い、点検、訓練を行っている。		(現状) ・排水ポンプ車を保有、排水機場を整備し、出水に備え訓練、点検等を実施。	● 想定最大規模降雨による浸水に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要。	AL
		(課題) ・過去稼働したことが無いため、ポンプ車の効果が不明である。	(課題) ・県からの浸水区域図が出てから、浸水継続時間を考慮した排水系統、体制の検討が必要。			(課題) ・想定最大規模降雨に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要である。 ・想定最大規模降雨に対する排水施設の効果的な操作の検討が必要である。		(課題) ・想定最大規模降雨に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要。		

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進								(現状) ・河川整備計画に基づき、整備を行っている。	● 昭和34年9月洪水に気候変動の影響を考慮した規模と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	AM
								(課題) ・昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 ・河川の整備には時間を要する。		

〇概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			目標時期	実施する機関						
事 項		倉吉市		北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国	
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進										
・堤防の浸透対策、パイピング対策、流下能力対策堤防侵食防止対策、河岸浸食対策の実施			AM, 緊 23	R7R12						中国地整
・流下能力対策を推進河床掘削（樹木伐開を含む）の実施			AM, 緊 23	R7R12						中国地整
■危機管理型ハード対策の推進										
・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施			AM, 緊 13, 緊 25	H28継続実施						
■避難行動に資する基盤等の整備										
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計等の整備維持管理			F, G, H, V, AE, 緊 12	H28R8継続順次実施						中国地整
・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備維持管理及び夜間監視のための検討			F, G, H, V, 緊 12	H28R8継続順次実施						中国地整
・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討			緊 19	H28継続実施						中国地整
・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討			AK, 緊 20	H28継続実施						中国地整
・気象情報の充実、予報精度の向上			F, G	R8順次実施						気象台
◎避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査			P, Q, R, S, T, 緊 6	H28継続実施						中国地整
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等										
◎天神川直轄管理区間、県管理区間及び天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。（当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、）協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施			B, P, Q, R, S, T, 緊 6	H28継続実施						気象台 中国地整
・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映			L, M, 緊 6, 9	H28継続実施						中国地整
◎想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施			A, B, E, 緊 9	H28継続実施						
・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知			緊 9	順次実施						中国地整
■避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み										
・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認			F	H28定期的に実施						気象台 中国地整
・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し			N, 緊 3	R2継続実施						気象台 中国地整
◎要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施			W, X, Y, 緊 7	H28継続実施						中国地整
・夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討			Q, W	H28継続実施						
・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（再掲）			L, M, 緊 6, 9	H28継続実施						中国地整
・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供			緊 9	H30継続実施						中国地整
◎水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進			緊 9	H30継続実施						
・避難所開設等災害対応人員の確保			W	H28継続実施						
・ダム事前放流の実施			緊	R2						
・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援			緊	R3						中国地整

〇概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			目標時期	実施する機関						
事 項		倉吉市		北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国	
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣										
・市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣		Z	H28～定期的に実施	○	○	○	○	⊖	●	気象台 中国地整
・河川防災担当職員を対象とした研修の実施		Z	H28～定期的に実施	○	○	○	○	⊖	●	気象台 中国地整
→災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加		緊 32	H30～継続実施	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	●	気象台 中国地整
■防災教育（学習）や防災知識の普及										
・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施		U, AA, 緊 11	H28～継続実施	●	●	●	●	⊖	●	気象台 中国地整
◎自主防災組織（自治会等）、地区防災リーダー（防災士・消防団）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的の実施		X, AB	H28～継続実施	●	●	●	●	●	○	気象台 中国地整
・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣		U, AA	H29～定期的に実施	○	○	○	○	○	●	気象台 中国地整
→河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催		Z	H28～継続実施						●	気象台 中国地整
■避難を促す状況情報の提供										
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクライン、あんしんトリピーメールの活用促進のための周知		F, G, H, V	H28～継続実施						●	中国地整
・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有		F, G, H, V	H28～継続実施							中国地整
→自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知		F, G, X	H28～継続実施	●	●	●	●	●	⊖	気象台 中国地整
◎スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供		F, G, H, 緊 5	H29～継続実施	●	●	●	●	●	●	気象台 中国地整
・市町観光施設等への伝達手段の整備		G	R8～順次実施		●	●	●			
・土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供		F	R8～順次実施						●	
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動										
■水防活動に資する基盤等の整備										
・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有→（行政向け）		AE, 緊 12	H29～継続実施	⊖	⊖	⊖	⊖		●	中国地整
■水防活動の効率化及び水防体制の強化										
・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討		緊 16	H30～継続実施	●	●	●	●	●	●	中国地整
・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検		AC, AD, AG, 緊 15	H28～定期的に実施	○	○	○	○		⊖	中国地整
・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練		AC, AD, AH, 緊 17	H28～定期的に実施	○	○	○	○	⊖	●	気象台 中国地整
・備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認		AI, AJ, 緊 21	H28～定期的に実施	○	○	○	○	⊖	○	中国地整
→大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整		緊 18	H30～継続実施	●	●	●	●	●	●	中国地整
・災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る		緊 32	H30～継続実施							中国地整

○概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			目標時期	実施する機関							
事 項		倉吉市		北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国		
具体的取組											
(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組											
■排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施											
・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施			AL	H31～定期的に実施	○	○	○	○		●	中国地整
・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（再掲）			緊 32	H30～継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
■排水活動に資する施設等の整備											
・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備			AK, AL	H31～継続実施	●	●	●	●		●	中国地整
・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施			緊 21	H31～継続実施	●	●	●	●		●	中国地整
・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等樋門施設の自動化・遠隔操作化・フラップ化等を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施の整備及び既存樋門施設の確実な運用			緊 27	H29～継続実施							中国地整
■減災・防災に関する国の支援											
・災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（再掲）			緊 32	H30～継続実施							中国地整

〇概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			実施する機関							
事 項			倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進										
	・堤防の浸透対策、パイピング対策、流下能力対策堤防侵食防止対策、河岸浸食対策の実施	AM, 緊 23								・堤防の浸透対策、パイピング対策を堤防侵食防止対策、河岸浸食対策の実施（R2）
	・流下能力対策を推進河床掘削（樹木伐開を含む）の実施	AM, 緊 23								・流下能力対策を推進河床掘削（樹木伐開を含む）の実施（R2）
■危機管理型ハード対策の推進										
	・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施	AM、緊 13、緊 25						主に県管理河川のバックウォーター区間		・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施（H28）
■避難行動に資する基盤等の整備										
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計等の整備維持管理	F, G, H, V, AE, 緊 12						危機管理型水位計を13箇所設置予定		・危険に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計簡易水位計等の整備維持管理（順次実施）
	・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備維持管理及び夜間監視のための検討	F, G, H, V, 緊 12								・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備維持管理（順次実施）
	・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	緊 19	・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討（順次実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討	AK、緊 20	・災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討（H28～検討実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・気象情報の充実、予報精度の向上	F, G							・気象情報の充実 ・予報精度の向上	
	◎避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査	P, Q, R, S, T, 緊 6	・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査（H28～検討実施）	同左	同左	同左	同左	同左		同左
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等										
	◎天神川直轄管理区間、県管理区間及び天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。（当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、）協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	B, P, Q, R, S, T, 緊 6	・避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整（H28～検討実施）	同左	同左	同左	同左	同左	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく避難対応の検討の支援	同左
	・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映	L, M, 緊 6, 9	・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（県の洪水浸水想定区域図公表後より検討実施）（H28～検討実施）	同左	同左	同左	同左	同左		同左
	◎想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, B, E, 緊 9	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布（H28～検討実施）	同左	同左	同左				
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	緊 9								・国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知（順次実施）

〇概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			実施する機関							
	事 項		倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国
	具体的取組									
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
	■避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み									
	・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	F								
	・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	N, 緊 3								
	◎要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	W, X, Y, 緊 7	・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施（H28～検討実施）	同左	同左	同左		同左		
	・夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	Q, W	・夜間、荒天時の避難勧告等の発令判断基準の作成・避難誘導体制の検討（順次実施）	同左	同左	同左				
	・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（再掲）	L, M, 緊 6, 9	・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（再掲）（H28～検討実施）	同左	同左	同左	同左	同左		同左
	・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	緊 9								・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供（順次実施）
	◎水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	緊 9	・水害ハザードマップを活用した訓練の実施（順次実施）	同左	同左	同左				
	・避難所開設等災害対応人員の確保	W	・避難所開設等災害対応人員の確保（H28～検討実施）	同左	同左	同左				
	・ダム事前放流の実施	緊						・事前放流を実施		
	・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援	緊								
	■市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣									
	・市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	Z	・研修への参加（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
	・河川防災担当職員を対象とした研修の実施	Z	・研修への参加（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加	緊 32	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（順次実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

○概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			実施する機関							
事 項			倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■防災教育（学習）や防災知識の普及										
	・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施	U, AA, 緊 11	・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、指導計画を関連市町における全ての学校に共有（継続実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	【国への要望】 本協議会へ教育委員会にも参加いただき、防災教育の推進を協力して進めてほしい。 【国への要望】 既にある手引きの活用や、アドバイザーの活用などこれまでの防災教育の取組を活かしてほしい。
	◎自主防災組織（自治会等）、地区防災リーダー（防災士・消防団）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施	X, AB	・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充（継続実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣	U, AA	・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣（H29～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催	Z						・自治体職員を対象とした説明会の開催（H28～順次実施）	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
■避難を促す状況情報の提供										
	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクライン、 あんしんトリプルメール の活用促進のための周知	F, G, H, V						・各種イベントや出前説明会にて紹介		・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知（H28～H29 出水期まで）
	・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有	F, G, H, V								・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有（H28～順次実施）
	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知	F, G, X	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知（H28～順次実施）	同左	同左	同左	同左	同左	・防災気象情報の収集方法等の周知	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知（H28～順次実施）
	◎スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	F, G, H, 緊 5								・スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信（H29）
	・市町観光施設等への伝達手段の整備	G		・観光施設への伝達手段の整備	同左	同左				
	・土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供	F						・土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供		
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動										
■水防活動に資する基盤等の整備										
	・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有 （行政向け）	AE, 緊 12	・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ CCTV）の配信・共有（行政向け）（H29～順次実施）	同左	同左	同左		同左		同左

〇概ね5年で実施する取組

◎は重点実施項目を示す

具体的な取組の柱			実施する機関							
事 項			倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国
具体的取組										
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化										
	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	緊 16	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討（順次実施）	同左	同左	同左		同左		
	・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検	AC, AD, AG, 緊 15	・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左				同左
	・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	AC, AD, AH, 緊 17	・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	AI, AJ, 緊 21	・備蓄水防資機材の共有、非常時の相互支援方法の確認（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	緊 18	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整（順次実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	緊 32								・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（順次実施）
(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組										
■排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施										
	・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施	AL	・排水計画に基づく排水訓練の実施（H31～定期的実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（再掲）	緊 32	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（順次実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
■排水活動に資する施設等の整備										
	・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備	AK, AL	・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備（H31～順次実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	緊 21	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施（順次実施）	同左	同左	同左		同左		同左
	・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等樋門施設の自動化・遠隔操作化・フラップ化等を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施の整備及び既存樋門施設の確実な運用	緊 27								・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施（H29～順次実施）
■減災・防災に関する国の支援										
	・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（再掲）	緊 32								・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（順次実施）

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

具体的な取組の柱			取組目標	実施期間	実施する機関								3期																令和8年度の実施予定				
事項		倉吉市			三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河国	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度					令和12年度			
													第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
													4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
協議会開催			毎年 出水期前	○	○	○	○	○	○	○	○	●	6月1日	●				●	●				●	●									
幹事会開催			毎年 出水期前	○	○	○	○	○	○	○	○	●	5月8日	●				●	●				●	●									
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																																	
1-1洪水を安全に流すためのハード対策の推進																																	
1-1-1 河床掘削(樹木伐開を含む)、堤防侵食防止対策、河岸侵食対策の実施																																	
・天神川 北条・羽合箇所(河床掘削)等の実施			整備計画に基づく令和12年までの整備を実施	R12								●																【国交省】:令和8年度の実施予定箇所の対策を実施					
・国府川 米積・秋喜地区(堤防侵食防止対策、河岸侵食対策)等の実施			整備計画に基づく令和12年までの整備を実施	R12								●																【国交省】:令和8年度の実施予定箇所の対策を実施					
・小鴨川 生竹・耳・巖城・倉吉地区(河床掘削)等の実施			整備計画に基づく令和12年までの整備を実施	R12								●																【国交省】:令和8年度の実施予定箇所の対策を実施					
1-2危機管理型ハード対策の推進																																	
1-2-1 堤防天端の保護を目的とした舗装の実施			H28 (R2～県)									●																					
1-3避難行動に資する基盤等の整備																																	
1-3-1 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の維持管理			危険水位等の更新を踏まえたは設置箇所の見直しや保守・修繕	R8～ 順次実施								●																【国交省】:設置箇所の見直し検討					
1-3-2 避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の提供設備の維持管理及び夜間監視のための検討			・危険水位等の更新を踏まえたは設置箇所の見直しや保守・修繕 ・夜間監視対応が必要な箇所の整理、夜間監視に向けた対応の検討	R8～ 順次実施								●																【国交省】:設置箇所の見直し検討					
1-3-3 気象情報の充実、予報精度の向上			気象情報の充実、予報精度の向上	R8～ 順次実施								●																【気象台】:防災気象情報の改善					
1-3-3 一 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討				H28～ 継続実施	●	●	●	●		●	●																						
1-3-4 一 想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策(耐水化、非常用電源等)の検討				H28～ 継続実施	●	●	●	●		●	●																						
1-3-4 ◎避難場所・避難所の確保の検討・調査			・広域避難計画策定支援がイライン(R4.3)を参考に避難者数を算定 ・避難場所・避難所の過不足を整理 ・広域避難の必要性を確認(または避難場所の追加で対応)	H28～ 継続実施	●	●	●	●		○	○																【国交省】:広域避難計画策定支援がイラインを参考に避難者数を算定 【倉吉市】:洪水避難ビルの確保を検討 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:スポットクーラー、大型ストーブ、ポータブル電源を各6台整備 【北栄町】:継続実施						

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

国資料-3

具体的な取組の柱			取組目標	実施期間	実施する機関								3期																令和8年度の実施予定							
					倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河川	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和12年度						
														第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期		第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		
事項																																				
1-4 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等																																				
1-4-1 ―県管理区間や天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図の公開			県管理河川の想定最大規模の浸水想定区域図の作成・公表	H30～ 継続実施																																
1-4-1 ◎想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。 (当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、)隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施																																				
◎想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し			・協議会の場で隣接市町における避難場所の設定について協議 ※1-3-4で広域避難の必要性がなければ検討不要	H28～ 継続実施	●	●	●	●	●	●	○	●																								【国交省】:1-3-4の検討を踏まえて、関係機関と協議 【倉吉市】:必要に応じて避難所等の見直しを検討 【三朝町】:必要に応じて見直し検討 【湯梨浜町】:必要に応じて検討 【北栄町】:見直し継続 【琴浦町】:必要に応じて避難体制の見直しを検討
				H28～ 継続実施	●	●	●	●	●	●	○	●																								
1-4-2 必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映			・隣接市町における避難場所を設ける場合はハザードマップへ反映 ※1-3-4で広域避難の必要性がなければ検討不要	H28～ 継続実施	●	●	●	●	○		○	○																								【倉吉市】:継続検討 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:必要に応じて検討 【北栄町】:必要に応じて避難体制の検討 【琴浦町】:必要に応じて関係機関と協議・検討
1-4-3 ◎想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施																																				
◎想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップの作成、各戸・自主防災組織への配布			・水害ハザードマップの作成 ・各戸・自主防災組織への配布	H28～ 継続実施	●	●	●	●																												【国交省】:必要に応じてデータ提供 【倉吉市】:県管理河川の想定最大規模浸水深を反映したハザードマップの作成・配付 【三朝町】:防災マップ更新分の作成に併せて住民に配布 【湯梨浜町】:防災マップを改訂し、全戸配布 【北栄町】:作成予定
・内水やため池ハザードマップの作成			・内水やため池ハザードマップの作成	R8～ 順次実施	●						○																								【倉吉市】:新たなHMIに内水想定浸水も反映予定	
◎まるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施			・まるとまちごとハザードマップの整備	H28～ 継続実施	●	●	●	●																											【国交省】:必要に応じてデータ提供 【倉吉市】:自主防災組織のまるとまちごとHMI設置に対する補助を継続実施 【三朝町】:防災マップ更新分の作成に併せて住民に配布 【湯梨浜町】:浸水深看板の説明・周知 【北栄町】:継続実施	
1-4-5 ―水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知				順次実施								●																								

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

国資料-3

具体的な取組の柱			取組目標	実施期間	実施する機関								3期																令和8年度の実施予定					
事項		倉吉市			三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河国	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度					令和12年度				
													第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	
												4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み																																		
	1-5-1 出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	・毎年、出水期前に、関係機関でホットラインの構築状況、タイミングを確認	H28～ 定期的に 実施	●	●	●	●		●		●	●																					【国交省】:連絡先等を確認しホットラインの構築、タイミング確認を実施 【鳥取県】:連絡先等を確認しホットラインの構築、タイミング確認を実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施 【気象台】:連絡先等を確認しホットラインの構築、タイミング確認を実施	
	1-5-2 多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	・毎年、運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	R2～ 継続実施	●	●	●	●		●	●	●	●																					【国交省】:タイムライン運用、出水期前後の検討会の実施 【鳥取県】:国検討会に参加 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施 【気象台】:タイムラインの運用と改善に向けた検討会への参加	
	1-5-2 県管理区間の氾濫危険水位等の見直しに伴う市町の避難勧告等判断基準の見直し、また、これに伴う避難勧告発令等に着目した水害対応タイムラインの変更		H28～検討 実施	●	●	●	●		○		○	○																						
	1-5-3 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかにになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し		順次実施	●	●	●	●		●		●	●																						
	1-5-3 ◎要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	・工夫点や効果的な方法案の共有（協議会全体） 例:職員の訓練や垂直避難の訓練等の比較的負担の少ない訓練方法の周知、福祉施設が加盟されている会議や研修会での情報発信 等 ・避難確保計画の作成状況（100%） ・避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況（100%）	H28～ 継続実施	●	●	●	●		○		○	○																						【国交省】:幹事会・協議会での事例の共有 【鳥取県】:継続支援 【倉吉市】:継続支援 【三朝町】:継続支援 【湯梨浜町】:継続支援 【北栄町】:継続支援
	1-5-4 夜間、荒天時の避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討		H28～ 継続実施	●	●	●	●																											
	1-5-5 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供		H30～ 継続実施									●																						
	1-5-6 水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進																																	
	・水害ハザードマップ（内水やため池ハザードマップ含む）を活用した訓練の実施	・毎年、1回以上（1地区以上）水害ハザードマップを活用した訓練の実施	H30～ 継続実施	●	●	●	●																										【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施	
	◎マイ・タイムラインの作成促進	・毎年、一回以上（1地区以上）マイ・タイムラインの作成促進の講習会等を開催	H30～ 継続実施	●	●	●	●																										【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施	
	1-5-7 一避難所開設等災害対応人員の確保		H28～ 継続実施	●	●	●	●																											
1-5-8 ダム事前放流の実施	・毎年、出水期前に、ダム協定に関する内容・連絡体制等を確認 ・必要に応じて、ダム事前放流を実施	R2～						●																									【鳥取県】:継続実施	

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

国資料-3

具体的な取組の柱		取組目標	実施期間	実施する機関								3期																令和8年度の実施予定					
事項				倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河国	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和12年度				
													第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期		第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
												4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
1-6市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣																																	
1-6-1	市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	・市長・町長に対し助言を行う担当者の育成 ・出水時にはりエソン等の派遣 ・総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加	H28～定期的に実施	○	○	○	○		●		○	●																					【国交省】:研修等への参加 【鳥取県】:災害対策基本法の「助言」に基づく研修会を実施 【三朝町】:研修等への参加
1-6-2	河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	・河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	H29～定期的に実施	○	○	○	○		●		○	●																					【国交省】:研修等への参加 【鳥取県】:国主催の研修への参加や県、市町村の防災担当職員を対象とした研修を実施。 【三朝町】:研修等への参加
1-6-3	災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加 (市町職員の水害リスク学習会) (3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施にも該当)		H30～継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	●		◎	●																					
1-7防災教育(学習)や防災知識の普及																																	
1-7-1	教育関係者等と連携して指導計画の作成支援及び地域の特性に合わせた教材等の作成		H28年～順次実施	◎	◎	◎	◎		◎		◎	●																					
1-7-1	天神川水系の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充	・毎年、一回以上(一校以上)、小中学校での防災教育を実施 ※特に過去に実施していない学校	H28年～継続実施	●	●	●	●		●		●	●																					【国交省】:小中学校での防災教育を実施(実施箇所は調整中) 【鳥取県】:小中学校での防災教育を実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施 【気象台】:小中学校での防災教育を実施(実施箇所は調整中)
1-7-2	自主防災組織(自治会等)を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施																																
	・自主防災組織(自治会等)を対象とした防災知識普及のための説明会	・毎年、一回以上(一地区以上)、ダムや堤防等の施設の機能等の防災知識に関する情報提供のための説明会を実施	H28年～継続実施	●	●	●	●		○		○	○																					【国交省】:自主防災組織での説明会を実施(実施箇所は調整中) 【鳥取県】:要請に応じて、自主防災組織(自治会等)での説明会を実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施
	◎防災マップ・支え愛マップの作成支援の拡充	・防災マップ(支え愛マップ)の作成支援	H28年～継続実施	●	●	●	●		○		○	○																					【鳥取県】:支援の継続実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施
	◎地区防災リーダー(防災士・消防団)の育成支援	防災士の育成、研修会等の実施	R8～順次実施	●	●	●	●		○		○	○																					【倉吉市】:防災士資格取得経費公費負担、研修実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:講習受講を補助 【気象台】:防災士の育成、研修会への講師の派遣
1-7-3	学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣	・教育委員会・校長会等へのヒアリング ・学校教育関係者向け研修等の開催及び講師の派遣	H29～定期的に実施	○	○	○	○	○	●		○	●																					【国交省】:学校関係者向けの研修に向けた教育委員会・校長会等へのヒアリング 【鳥取県】:要請時に対応
1-7-5	一河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催		H28～継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	●		◎	●																					

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

国資料-3

具体的な取組の柱		取組目標	実施期間	実施する機関								3期																令和8年度の実施予定						
事項												令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度					令和12年度					
												第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		
				倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河国	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
1-8避難を促す状況情報の提供																																		
	1-8-1 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リ スクライン、あんしんトリビメールの活用促進のための周知	・毎年、年1回以上、住民向けの説明 会や学校防災教育で周知	H28～ 継続実施	○	○	○	○		●			●																					【国交省】:自主防災組織での説明会等で紹介 【鳥取県】:各種イベントや出前説明会にて紹 介	
	1-8-2 避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有	・毎年、年1回以上、住民向けの説明 会や学校防災教育で簡易型河川監視 カメラや危機管理型水位計の周知	H28～ 継続実施									●																					【国交省】:自主防災組織での説明会等で簡易 型河川監視カメラや危機管理型水位計の周知	
	1-8-3 自主防災組織(自治会等)への情報提供の現状と課題把握を踏ま えた災害時の情報収集方法等の周知		H28～ 継続実施	●	●	●	●	●	○		○	○																						
	1-8-3 ◎スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信や SNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	・毎年、年1回以上、住民向けの説明 会や学校防災教育で防災に関する情 報入手方法の周知	H28～ 継続実施	●	●	●	●		●		●	●																					【国交省】:自主防災組織での説明会等で防災 情報の周知 【鳥取県】:継続実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施 【気象台】:住民の避難行動に対応した5段階 の警戒レベルと整合した情報の発信と普及啓 発	
	1-8-4 市町観光施設等への伝達手段の整備	・観光施設等への伝達手段の整備	R8～ 順次実施		●	●	●																											【三朝町】:効率的な伝達手段の構築 【湯梨浜町】:必要に応じて検討 【北栄町】:実施方法を検討
	1-8-5 土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度 情報の提供	・土砂災害警戒区域の指定 ・土砂災害警戒情報と危険度情報の 提供	R8～ 順次実施							●																								【鳥取県】:倉吉市、湯梨浜町における土砂災 害防止法基礎調査の実施及び土砂災害警戒 区域の指定

○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 令和8年度～令和12年度
(◎:重点実施項目)

国資料-3

具体的な取組の柱		取組目標	実施期間	実施する機関									3期																令和8年度の実施予定				
				倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	鳥取県	消防	気象台	倉吉河国	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度					令和12年度			
													第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
事項													4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
2. 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動																																	
2-1水防活動に資する基盤等の整備																																	
2-1-1	河川のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の配信、共有	・水防活動に資するよう、youtube等で河川カメラ映像を配信	H28～ 継続実施									●																					【国交省】:youtube等で河川カメラ映像を配信
2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化																																	
2-2-1	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	・毎年、年1回以上、水防団員の募集を実施	H30～ 継続実施	●	●	●	●		●			●	水防月間 □				水防月間 □				水防月間 □				水防月間 □				水防月間 □				【鳥取県】:必要に応じて検討 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施
2-2-2	洪水に対しリスクが高い区間(重要水防箇所等)について、水防団や自主防災組織(自治会)が参加した合同点検	・毎年、年1回以上、合同点検を実施	H28年～ 定期的に 実施	○	○	○	○		○		●	●	合同点検 □				合同点検 □				合同点検 □				合同点検 □				合同点検 □				【国交省】:合同点検を実施 【倉吉市】:合同点検に参加 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施
2-2-3	水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	・今後5年間に1度は実践的な総合水防訓練を実施(鳥取県総合防災訓練等)	H28年～ 定期的に 実施	○	○	○	○		●	●	○	●	水防演習 □ 集計・確認				水防演習 □ 集計・確認				水防演習 □ 集計・確認				水防演習 □ 集計・確認				水防演習 □ 集計・確認				【国交省】:水防演習を実施 【鳥取県】:鳥取県水防訓練を実施(中部地区) 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施 【気象台】:水防演習への参加
2-2-4	備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	・毎年、出水期前に、水防連絡会議で備蓄水防資機材の情報共有等を実施	H28年～ 定期的に 実施	○	○	○	○		○		●	●	□				□				□				□				□				【国交省】:水防連絡会等で情報共有 【鳥取県】:水防連絡会等で情報共有 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:必要に応じて実施 【北栄町】:継続実施
2-2-5	大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整		R2～ 継続実施	●	●	●	●	●	●			○																					
2-2-5	災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	・毎年、出水期前に、水防連絡会議で情報提供を実施	H30～ 継続実施								●	●																					【国交省】:防水連絡会議で情報提供
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組																																	
3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施																																	
3-1-1	排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画の作成		H30	●	●	●	●		●		●	●																					
3-1-1	排水作業準備計画に基づいたシミュレーション(机上訓練、実地訓練等)の実施	・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション(机上訓練、実地訓練等)の実施	H31～ 定期的に 実施	○	○	○	○		●		●	●	訓練 □				訓練 □				訓練 □				訓練 □				訓練 □				【国交省】:排水訓練を実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:特になし 【北栄町】:継続実施
3-2排水活動に資する施設等の整備																																	
3-2-1	効果的・効率的な排水施設、釜場等の(施設)整備	・必要に応じて、排水施設、釜場等の(施設)整備	H31～ 継続実施	●	●	●	●		●		●	●																					【国交省】:継続実施 【倉吉市】:流域治水分科会で県と対策検討 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:松崎地内内水対策事業の推進。 龍島・旭地内の浸水対策水路整備工事。新町川排水機場(松崎地内)建設工事。 【北栄町】:継続検討
3-2-2	各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	・耐水化が必要な施設の整理 ・必要に応じて、施設増強を検討	H31～ 継続実施	●	●	●	●		●		●	●																					【国交省】:継続実施 【倉吉市】:流域治水分科会で県と対策検討 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:松崎地内内水対策事業の推進。 龍島・旭地内の浸水対策水路整備工事。新町川排水機場(松崎地内)建設工事。 【北栄町】:継続検討
3-2-3	樋門施設の遠隔化・フラップ化等の整備及び既存樋門施設の確実な運用	・遠隔化、フラップ化の実施 ・許可工作物の操作要領の作成	H29～ 継続実施								●	●																					【国交省】:継続実施 【倉吉市】:流域治水分科会で県と対策検討 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:特になし

第3期に向けた取組の総括



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

MinistRy of Land, InfRastRuctuRe, TRanspoRt and TouRism Chugoku Regional DeveRopment BeReau

各取組の総括の見方

1-1洪水を安全に流すためのハード対策の推進

1-1-1浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

①天神川 牧地区(パイピング対策、流下能力対策)の実施
②国府川 米積(パイピング対策、流下能力対策)の実施
③小鴨川 中流部(流下能力対策)の実施

現 状	河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。				
課 題	昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。				

H28年度から継続実施

② 未実施・実施中
継続 完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年(予定)
倉吉河国	① 整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み
	② "	"	"	"	"
	③ "	"	"	"	"
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

④ 主な成果

オケ崎堰の改築(平成30年12月当時) 河道掘削等実施箇所

⑤ 総括(案)

- ・目標としていたパイピング対策や流下能力対策等の整備は完了した。
- ・気候変動による降雨量の増大等を考慮した天神川水系河川整備計画(変更)が令和6年3月に策定され、引き続き、河川整備計画に基づいた河川改修の実施が必要となる。
- ・このことから、本項目に関して第3期も引き続き継続して行う必要がある(一部、記載内容の変更を想定)。

①取組方針に記載されている取組項目

②第2期(令和3年～令和8年)における各機関の実施状況

未実施：取組に着手できていない状況
実施中：着手しているが現在も検討中の状況
継続：毎年継続して実施(主にソフト対策)
完了：完了して継続無し(主にハード対策)

③各機関の各年度の実施状況

④第2期(令和3年～令和8年)における主な成果(具体例)

⑤第2期(令和3年～令和8年)の総括及び第3期に向けた方向性(案)

各取組の総括(例)

1.逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な 避難行動のための取組

1-1洪水を安全に流すためのハード対策の推進

1-1-1浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

H28年度から継続実施

現 状	河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	未実施・ 実施中
課 題	昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	継続・完了

取組機関		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	①	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み	整備計画(変更前)の整備内容は実施済み
	②	〃	〃	〃	〃	〃
	③	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中
气象台	—	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	①天神川 牧地区(パイピング対策、流下能力対策)の実施 ②国府川 米積(パイピング対策、流下能力対策)の実施 ③小鴨川 中流部(流下能力対策)の実施	
湯梨浜町	—	—	—	—		
北栄町	—	—	—	—		

主な成果	総括
 オケ崎堰の改築(平成30年12月当時)  河道掘削等実施箇所  河道掘削例	総括 ・目標としていたパイピング対策や流下能力対策等の整備は概ね完了した(一部、小鴨川中流部が実施中)。 ・気候変動による降雨量の増大等を考慮した天神川水系河川整備計画(変更)が令和6年3月に策定され、引き続き、河川整備計画に基づいた河川改修の実施が必要となる。 ・本項目に関して第3期も引き続き継続して行う必要がある(一部、記載内容の変更)。

1-2危機管理型ハード対策の推進

1-2-1堤防天端の保護を目的とした舗装の実施

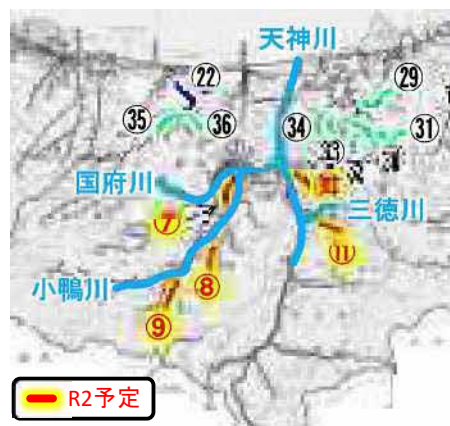
現 状	河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。
課 題	昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。

H28年度から継続実施
(鳥取県R2から実施)

未実施・実施中
継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	1期に事業完了	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	事業完了	事業完了	事業完了	事業完了	事業完了
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果



天神川圏域県管理河川の減災対策協議会
第6回協議会資料 に加筆



天神川圏域県管理河川の減災対策協議会
第8回協議会 に加筆

天神川圏域県管理河川の減災対策協議会資料を基に作成

総括

- 目標としていた危機管理型ハード対策の実施は完了した。
- 流域治水プロジェクトにおける「粘り強い堤防」整備についても、天神川水系の県河川では、現時点で計画はないため完了とする。



R2施工箇所: 矢送川(倉吉市)等
バックウォーター区間、重要水防区間A
における堤防舗装を実施

1-3避難行動に資する基盤等の整備

1-3-1洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計の整備

H28年度から継続実施

現 状	○夜間監視できる性能の CCTV カメラは整備中である。等
課 題	【AE】夜間、荒天時には、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。 【緊12】危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 等

未実施・実施中
継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	1期に事業完了	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	設置なし	設置なし	1基設置	中部管内で2基設置	中部管内で1基設置
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果



危機管理型水位計



川の防災情報



危機管理型水位計 位置図

総括

- ・当初予定していた危機管理型水位計の設置は完了した。
- ・今後は、危険箇所の更新に応じた設置場所の見直し(メンテナンスを含む)を実施する必要がある。
- ・また、ステップアップとして水位計の「利活用」に関する内容を、住民説明会での防災情報活用等として記載する。

1-3避難行動に資する基盤等の整備

1-3-2避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の提供設備の整備及び夜間監視のための検討		H28年度から継続実施
現 状	○夜間監視できる性能の CCTV カメラは整備中である。等	未実施・実施中 継続・完了
課 題	【H】避難行動につながる夜間のカメラ映像の提供を検討する必要がある。 【緊12】危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 等	

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	1箇所追加設置	整備完了。引き続き改修などを継続実施。	整備完了。引き続き改修などを継続実施。	整備完了。引き続き改修などを継続実施。	整備完了。引き続き改修などを継続実施。
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	中部管内で1基設置	1基設置	1基設置	中部管内で1基設置	中部管内で1基設置
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果			総括
 河川監視カメラ	 川の防災情報	 河川監視カメラ位置図	- 当初予定していた簡易型河川監視カメラの設置は完了している。 - 今後は、危険箇所の更新に応じた設置場所の見直し(メンテナンスを含む)を実施する必要がある。 - また、ステップアップとして水位計の「利活用」に関する内容を、住民説明会での防災情報活用等として記載する。

1-3避難行動に資する基盤等の整備

1-3-3浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

現 状	—	H28年度から継続実施
課 題	【緊19】市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県		特になし作成支援の継続	水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成	水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成	要請があれば支援、水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成
倉吉市		実施済み	実施済み	実施済み	実施済み
三朝町	継続支援	継続支援	継続支援	継続支援	継続支援
湯梨浜町	要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施支援	要配慮者利用施設の避難訓練を実施支援	実施済み	実施済み	実施済み
北栄町	要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援	要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援	要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援	継続支援	継続支援

主な成果		総括
	実施状況	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実に関しては、衛星電話の整備や検討した結果不要との整理が実施されており、対応は完了している。
倉吉河国	浸水想定区域図の作成(浸水する施設把握のための支援)	
鳥取県	東部の拠点病院では情報連携システムを活用している。	
倉吉市	災害対策本部の機能をもつ本庁舎・第2庁舎は浸水対策は実施済みである。停電しなければの庁内のネットワークで常に情報が共有可能である。	
三朝町	災害時に庁舎以外に支部を立てる計画ではないため対応は不要である。	
湯梨浜町	衛星電話は従来から3台保有しており、令和6年度に3台追加され、現在は合計6台を保有。被災時に孤立が想定される3地区の区長に1台ずつ配布。追加の3台は、現場対策本部用と消防団長用に割り振る予定。	
北栄町	災害対策本部は庁舎単独で完結するため、支部間での情報共有や情報交換は基本的に不要である。	

1-3避難行動に資する基盤等の整備

1-3-4想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策(耐水化、非常用電源等)の検討

現 状	〇堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。	H28年度から継続実施
課 題	【AK】想定最大規模の洪水浸水想定区域図を踏まえ、施設の評価を行い、必要に応じ、対策を検討する必要がある。 【緊20】市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続	作成支援の継続
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	継続実施		作成支援の継続	継続実施	継続実施
倉吉市	本庁舎の非常用自家発電装置の能力向上を検討	継続検討	本庁舎の非常用自家発電を72時間対応に強化	実施済み	実施済み
三朝町	継続検討	継続検討	庁舎の非常用自家発電装置の嵩上設計完了	庁舎電気設備嵩上げ工事完了	継続実施
湯梨浜町	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果			総括
	浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等	対応状況	・災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保(耐水化、非常用電源等)については、非常用電源、耐水化、嵩上げ等の対応済み、または、検討した結果不要との整理されており、対応は完了している。
国交省	倉吉河川国道事務所	職員執務室について2階以上に移動完了	
鳥取県	鳥取県立厚生病院	鳥取県立厚生病院(災害拠点病院)のバックアップ発電機は3階屋根部へ設置	
倉吉市	第二庁舎、関金庁舎	・第2庁舎は約5mの浸水が想定される地域にあるため、非常用電源を高い位置に設置する対策を実施。 ・関金庁舎は浸水が想定されるが、2階以上は使用可能であり大きな機能は持たせていないため対応は不要。	
	湯梨浜町役場	・本庁舎では令和2年度に非常用電源の嵩上げおよび防災行政無線の2階以上への移設が完了。	
湯梨浜町	東郷支所	・東郷支所については主要業務が4階で行われるため、耐水化等の対策は特に不要と判断。	
北栄町	北条庁舎	災害対策本部は本庁舎のみで運営されるため、北条庁舎での対策は不要と整理。	
三朝町	三朝町役場	・庁舎の電源嵩上げ工事は完了済み。 ・キュービクル(高圧受変電設備)も移動しており、非常用電源も嵩上げ済み。	想定最大規模 浸水想定区域の施設 

1-3避難行動に資する基盤等の整備

1-3-5避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査

現 状	○自主防災組織がマイハザードマップ等を作成して、避難経路等を住民が設定する取り組みを進めている。 ○市職員、消防団員と兼務する水防団員が避難誘導を実施している。等	H28年度から継続実施
課 題	【Q】避難場所・避難所の選定には、土砂災害も考慮する必要がある。 【R】想定最大規模降雨の浸水範囲において避難場所・避難所の確保が難しい状況にある。 【緊6】隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	検討及び確保	民間施設との協定により車中避難場所を確保	避難所へのマンホールトイレ整備を検討	5避難所へマンホールトイレ及び防災井戸等を整備	8避難所へマンホールトイレ及び防災井戸等を整備
三朝町	調査検討	継続検討	継続検討	継続検討	継続検討
湯梨浜町	施設の解体により確保先を検討	一部施設の解体があり避難所機能を確保	民間施設との協定により車中避難場所を確保	マンホールトイレ用竖坑追加	避難所用トイレ追加整備
北栄町	—	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
琴浦町	—	広域避難について検討	—	継続実施	継続実施

主な成果					総括
	避難場所数 ※	洪水時に利用できる避難場所・避難所		出典資料	・ヒアリングにおいて、避難所としては全域で確保できている自治体がほとんどの状況であるとの回答。一方で、避難場所としては十分ではないとの回答の自治体もある。 ・どのような状況下で(災害の恐れのある段階、被災後の段階等)で避難場所・避難所の過不足を確認するかを定義したうえで、引き続き、検討する必要がある。
		計画規模※	想定最大規模※		
倉吉市	116施設	91施設	59施設	倉吉市地域防災計画＜令和3年8月修正＞(資料編)P61～P63	
湯梨浜町	102施設	98施設	74施設	湯梨浜町地域防災計画＜令和2年4月修正＞(資料編)P48～P51	
北栄町	105施設	84施設	47施設	北栄町地域防災計画＜令和5年3月修正＞(資料編)P39～P42	
三朝町	31施設	24施設		三朝町地域防災計画＜令和6年度修正＞(資料編)P7～P8	
※同一施設名で「体育館」、「グラウンド」がある場合は分けて集計(例:○○小学校(体育館)、○○小学校(グラウンド)→2施設として集計) 利用できる施設については、「2階以上が利用可能(浸水深0.5m以上3m未満)又は3階以上が使用可能(浸水深3m以上5m未満)」も含めて集計					

1-3避難行動に資する基盤等の整備

参考：避難所・避難場所（倉吉市）

計画規模		想定最大規模	
○ 施設全体を利用可能（浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内）	△ 2階以上が利用可能（浸水深0.5m以上3m未満）又は3階以上が使用可能（浸水深3m以上5m未満）	○ 施設全体を利用可能（浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内）	△ 2階以上が利用可能（浸水深0.5m以上3m未満）又は3階以上が使用可能（浸水深3m以上5m未満）
1 倉吉市上北条コミュニティセンター	58 倉吉市上井コミュニティセンター（和室、会議室）	1 倉吉スポーツセンター（合宿所）	33 倉吉市西郷コミュニティセンター
2 倉吉市西郷コミュニティセンター	59 倉吉市上井児童センター（プレイルーム）	2 旧倉吉市社会福祉協議会跡地駐車場	34 倉吉市文化活動センター
3 倉吉スポーツセンター（合宿所）	60 倉吉交流プラザ（2階）プレイルーム	3 倉吉市灘手コミュニティセンター	35 倉吉市中央児童館倉吉市人権文化センター
4 旧倉吉市社会福祉協議会跡地駐車場	61 倉吉市成徳コミュニティセンター	4 倉吉市北谷コミュニティセンター	36 倉吉市高城コミュニティセンター
5 倉吉市灘手コミュニティセンター	62 倉吉市文化活動センター	5 倉吉市上米積児童センター	37 倉吉市高城児童センター
6 倉吉市北谷コミュニティセンター	63 倉吉市明倫コミュニティセンター	6 あたごふれあい人権文化センター	38 倉吉市小鴨コミュニティセンターやまびこ人権文化センター
7 さわやか人権文化センター	64 倉吉市中央児童館倉吉市人権文化センター	7 鳥取看護大学・鳥取短期大学（シグナスホール）	39 倉吉市小鴨児童センター
8 倉吉市上米積児童センター	65 はばたき人権文化センター	8 倉吉スポーツセンター（体育館、合宿所2.3階）	40 倉吉市農村環境改善センター
9 倉吉市小鴨コミュニティセンターやまびこ人権文化センター	66 倉吉市高城コミュニティセンター	9 倉吉市宮武道館（1.2階）	41 倉吉市立上北条小学校（校舎）
10 あたごふれあい人権文化センター	67 倉吉市高城児童センター	10 倉吉市宮体育センター	42 鳥取県立倉吉総合産業高等学校（合宿所）
11 倉吉市関金児童館	68 倉吉市小鴨児童センター	11 鳥取県立皆成学園（体育館棟）	43 松柏学院倉吉北高等学校（校舎）
12 倉吉市立上北条小学校（校舎）	69 倉吉市農村環境改善センター	12 倉吉市立灘手小学校（校舎）	44 松柏学院倉吉北高等学校（松柏会館）
13 倉吉市立上北条小学校（屋内運動場）	70 倉吉市関金総合文化センター（青年女性研修室）	13 倉吉市立灘手小学校（屋内運動場）	45 倉吉市立西郷小学校（校舎）
14 鳥取県立倉吉総合産業高等学校（屋内運動場）	71 倉吉市立河北小学校（校舎）	14 倉吉市立灘手保育園	46 鳥取県立倉吉体育文化会館（体育館）
15 鳥取県立倉吉総合産業高等学校（合宿所）	72 倉吉市立河北中学校（校舎）	15 倉吉市立久米中学校（校舎）	47 倉吉シティホテル
16 倉吉市立伯耆しあわせの郷	73 松柏学院倉吉北高等学校（校舎）	16 倉吉市立久米中学校（屋内運動場）	48 倉吉市立上灘小学校（校舎）
17 鳥取看護大学・鳥取短期大学（シグナスホール）	74 松柏学院倉吉北高等学校（第一・第二屋内運動場）	17 倉吉市立久米中学校（武道館）	49 鳥取県立倉吉東高等学校（第二体育館）
18 倉吉市立西郷小学校（校舎）	75 松柏学院倉吉北高等学校（柔道場）	18 鳥取県立倉吉農業高等学校（屋内運動場）	50 鳥取県立倉吉東高等学校（管理特別教室棟2階・3階廊下）
19 倉吉市立西郷小学校（屋内運動場）	76 松柏学院倉吉北高等学校（松柏会館）	19 倉吉市立社保育園	51 倉吉市立成徳小学校（校舎）
20 倉吉市立西郷保育園	77 倉吉市立上灘小学校（校舎）	20 倉吉市立北谷小学校（校舎）	52 倉吉市立明倫小学校（校舎）
21 鳥取県立倉吉体育文化会館（体育館）	78 鳥取県立倉吉東高等学校（第二体育館）	21 倉吉市立北谷小学校（屋内運動場）	53 鳥取中央農業協同組合（大会議室）
22 鳥取県立倉吉体育文化会館（文化会館）	79 鳥取県立倉吉東高等学校（管理特別教室棟2階・3階廊下）	22 倉吉市立北谷保育園	54 倉吉福祉センター（市社協）
23 倉吉シティホテル	80 鳥取県立倉吉未来中心	23 倉吉市立西中学校（校舎）	55 倉吉市立社小学校（校舎）
24 倉吉スポーツセンター（体育館、合宿所2.3階）	81 倉吉交流プラザ（2階）	24 倉吉市立西中学校（屋内運動場）	56 倉吉市立小鴨小学校（校舎）
25 倉吉市宮武道館（1.2階）	82 倉吉総合看護専門学校（校舎）	25 倉吉市立西中学校（武道館）	57 倉吉市農村環境改善センター
26 倉吉市宮体育センター	83 倉吉市立成徳小学校（校舎）	26 旧倉吉市立山守小学校（屋内運動場）	58 倉吉市立上小鴨小学校（校舎）
27 鳥取県立皆成学園（体育館棟）	84 倉吉市立東中学校（校舎）	27 旧倉吉市立山守小学校（校舎）	59 倉吉市立鴨川中学校（校舎）
28 倉吉市立灘手小学校（校舎）	85 倉吉市立明倫小学校（校舎）	28 倉吉市立関金保育園	
29 倉吉市立灘手小学校（屋内運動場）	86 鳥取中央農業協同組合（大会議室）	29 鳥取県立農業大学校（屋内運動場）	
30 倉吉市立灘手保育園	87 倉吉福祉センター（市社協）	30 鳥取県立農業大学校（国際農業交流館）	
31 倉吉市立久米中学校（校舎）	88 倉吉市立社小学校（校舎）	31 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設（体育館）	
32 倉吉市立久米中学校（屋内運動場）	89 倉吉市立高城小学校（校舎）	32 倉吉市高齢者生活福祉センター	
33 倉吉市立久米中学校（武道館）	90 倉吉市農村環境改善センター		
34 鳥取県立倉吉農業高等学校（屋内運動場）	91 倉吉市立上小鴨小学校（校舎）		
35 倉吉市立社保育園			
36 倉吉市立北谷小学校（校舎）			
37 倉吉市立北谷小学校（屋内運動場）			
38 倉吉市立北谷保育園			
39 倉吉市立小鴨小学校（校舎）			
40 倉吉市立小鴨小学校（屋内運動場）			
41 倉吉市立西中学校（校舎）			
42 倉吉市立西中学校（屋内運動場）			
43 倉吉市立西中学校（武道館）			
44 鳥取県立倉吉養護学校（校舎）			
45 鳥取県立倉吉養護学校（屋内運動場）			
46 倉吉市立上小鴨保育園			
47 倉吉市立関金小学校（校舎）			
48 倉吉市立関金小学校（屋内運動場）			
49 旧倉吉市立山守小学校（屋内運動場）			
50 旧倉吉市立山守小学校（校舎）			
51 倉吉市立鴨川中学校（校舎）			
52 倉吉市立鴨川中学校（屋内運動場）			
53 倉吉市立関金保育園			
54 鳥取県立農業大学校（屋内運動場）			
55 鳥取県立農業大学校（国際農業交流館）			
56 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設（体育館）			
57 倉吉市高齢者生活福祉センター			

1-3避難行動に資する基盤等の整備

参考：避難所・避難場所（湯梨浜町）

計画規模			想定最大規模				
○施設全体を利用可能（浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内）			○施設全体を利用可能（浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内）				
1	湯梨浜町役場講堂	50	赤池研修センター	1	羽合小学校（体育館）	35	泊1区公民館
2	ハワイアロハホール	51	中央公民館泊分館	2	宇野公民館	36	泊2区公民館
3	羽合小学校（校舎）	52	泊体育館	3	ふれあいホール	37	泊海の子広場
4	羽合小学校（体育館）	53	青少年の家	4	道の駅はわい	38	園公民館
5	羽合西コミュニティ施設（体育館）	54	漁村センター	5	泊小学校（校舎）	39	園農村広場
6	旧北浜中学校（体育館）	55	簡地集会所	6	泊小学校（体育館）	40	原集会所
7	宇野公民館	56	小浜構造改善センター	7	とまりグラウンドゴルフのふる里公園クラブハウス	41	宇谷集会所
8	ふれあいホール	57	なりすな会館	8	保健福祉センターつわぶき荘（駐車場）	42	わかばこども園
9	はわいこども園	58	あさひこども園	9	活性化センターはまなす	43	とまりグラウンドゴルフのふる里公園多目的広場
10	道の駅はわい	59	泊1区公民館	10	桜コミュニティ施設（グラウンド）	44	湯梨浜学園
11	泊小学校（校舎）	60	泊2区公民館	11	旧東郷中学校（体育館）	45	宮内研修センター
12	泊小学校（体育館）	61	泊海の子広場	12	文化会館	46	野方公民館
13	とまりグラウンドゴルフのふる里公園クラブハウス	62	園公民館	13	東郷小学校（校舎）	47	白石公民館
14	保健福祉センターつわぶき荘（駐車場）	63	園農村広場	14	東郷小学校（体育館）	48	方地公民館
15	活性化センターはまなす	64	原集会所	15	花見コミュニティ施設	49	漆原公民館
16	舎人会館	65	宇谷集会所	16	とうごうこども園	50	北福公民館
17	桜コミュニティ施設（グラウンド）	66	わかばこども園	17	羽衣会館	51	福永公民館
18	旧東郷中学校（体育館）	67	とまりグラウンドゴルフのふる里公園多目的広場	18	橋津地区公民館	52	引地公民館
19	文化会館	68	中央公民館	19	長瀬西部公民館	53	小鹿谷公民館
20	東郷小学校（校舎）	69	湯梨浜学園	20	長瀬中部公民館	54	田畑公民館
21	東郷小学校（体育館）	70	宮内研修センター	21	長瀬中央公民館	55	国信公民館
22	花見コミュニティ施設	71	藤津公民館	22	長瀬東部公民館	56	別所公民館
23	とうごうこども園	72	野方公民館	23	久留西公民館	57	方面公民館
24	羽衣会館	73	白石公民館	24	東田後区公民館	58	高辻公民館
25	湯梨浜中学校（校舎）	74	方地公民館	25	下浅津研修センター	59	川上公民館
26	湯梨浜中学校（体育館）	75	漆原公民館	26	光吉集会所	60	麻畑公民館
27	水明荘	76	北福公民館	27	中央公民館泊分館	61	久見公民館
28	新川キャンピングセンター	77	福永公民館	28	泊体育館	62	長和田公民館
29	浜地区会館	78	引地公民館	29	青少年の家	63	長江公民館
30	温泉集会所	79	小鹿谷公民館	30	漁村センター	64	佐美公民館
31	はわいトレーニングセンター	80	田畑公民館	31	簡地集会所	65	埴見公民館
32	橋津地区公民館	81	国信公民館	32	小浜構造改善センター	66	羽衣石交流センター
33	長瀬西部公民館	82	別所公民館	33	なりすな会館	67	野花公民館
34	長瀬中部公民館	83	方面公民館	34	あさひこども園		
35	長瀬中央公民館	84	高辻公民館			△2階以上が利用可能（浸水深0.5m以上3m未満）	
36	長瀬東部公民館	85	川上公民館	68	羽合小学校（校舎）	72	新川キャンピングセンター
37	久留西公民館	86	麻畑公民館	69	湯梨浜中学校（校舎）	73	浜地区会館
38	久留東公民館	87	久見公民館	70	湯梨浜中学校（体育館）	74	中央公民館
39	水下地区多目的集会所	88	中興寺公民館	71	水明荘		
40	田後地区公民館	89	松崎1区公民館				
41	田後集会所	90	まつざきこども園				
42	東田後区公民館	91	旭公民館				
43	はわい温泉観光案内所	92	長和田公民館				
44	温泉中央広場	93	長江公民館				
45	しじみの郷	94	門田公民館				
46	下浅津研修センター	95	佐美公民館				
47	浅津保育所跡地広場	96	埴見公民館				
48	南谷公民館	97	羽衣石交流センター				
49	光吉集会所	98	野花公民館				
	△2階以上が利用可能（浸水深0.5m以上3m未満）						
	なし						

1-3避難行動に資する基盤等の整備

参考：避難所・避難場所（北栄町）

計画規模			想定最大規模		
○		○	○		△床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能
1 北条小学校（体育館）	38	小河原団地公民館	1 北栄町B&G 海洋センター	34	北条小学校
2 北条小学校	39	みどり南公民館	2 大栄小学校	35	北条中学校（体育館）
3 北条中学校（体育館）	40	国坂東区公民館	3 勤労者体育センター	36	北条中学校
4 北条中学校	41	さつきヶ丘公民館	4 大栄中学校	37	中央公民館
5 北条ふれあい会館	42	国坂中団地公民館	5 大栄中学校（武道館）	38	中央公民館大栄分館
6 北栄町B&G 海洋センター	43	さくら団地公民館	6 大栄農村環境改善センター	39	北栄町社会福祉協議会
7 大栄小学校	44	西園多目的集会所	7 大栄ふれあい会館	40	北栄人権文化センター
8 勤労者体育センター	45	東園構造改善センター	8 道の駅大栄	41	ル・サンテリオン北条
9 大栄中学校	46	東園浜コミュニティセンター	9 大野公民館	42	曲農業構造改善センター
10 大栄中学校（武道館）	47	六尾北団地集会所	10 松神公民館	43	西園多目的集会所
11 中央公民館大栄分館	48	原公民館	11 山西地区会館	44	原公民館
12 大栄体育館	49	大島自治会館	12 さつきヶ丘公民館	45	亀谷公民館
13 大栄農村環境改善センター	50	西穂波構造改善センター	13 東園構造改善センター	46	由良宿4 区集会所
14 大誠体育館	51	亀谷公民館	14 東園浜コミュニティセンター	47	由良宿5 区構造改善センター
15 北栄町社会福祉協議会	52	東亀谷公民館	15 大島自治会館		
16 北栄人権文化センター	53	下種集落センター	16 西穂波構造改善センター		
17 大栄ふれあい会館	54	上種公民館	17 東亀谷公民館		
18 北条健康福祉センター	55	茶や条集落センター	18 下種集落センター		
19 大栄健康増進センター	56	西高尾さくら会館	19 上種公民館		
20 道の駅北条公園	57	東高尾集落センター	20 茶や条集落センター		
21 道の駅大栄	58	岩坪公民館	21 西高尾さくら会館		
22 江北公民館	59	高千穂集落センター	22 東高尾集落センター		
23 江北浜多目的研修集会所施設	60	由良宿1 区公民館	23 岩坪公民館		
24 東新田多目的研修集会所施設	61	由良宿2 区コミュニティセンター	24 高千穂集落センター		
25 西新田多目的研修集会所施設	62	由良宿3 区構造改善センター	25 由良宿2 区コミュニティセンター		
26 国坂公民館	63	由良宿4 区集会所	26 緑ヶ丘団地公民館		
27 国坂ふれあい会館	64	由良宿5 区構造改善センター	27 妻波公民館		
28 国坂浜集落センター	65	由良宿6 区集会所	28 大谷公民館		
29 大野公民館	66	由良宿7 区公民館	29 別所構造改善センター		
30 土下多目的研修集会所施設	67	緑ヶ丘団地公民館	30 比山多目的集会所		
31 ル・サンテリオン北条	68	妻波公民館	31 青木多目的研修集会所		
32 米里多目的集会所施設	69	大谷公民館	32 JA北栄営農センター		
33 松神公民館	70	別所構造改善センター	33 二子塚公民館		
34 曲農業構造改善センター	71	比山多目的集会所			
35 みどり団地公民館	72	青木多目的研修集会所			
36 山西地区会館	73	JA北栄営農センター			
37 みどり西公民館	74	二子塚公民館			
△床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能					
75 北条体育館	81	駅前公民館			
76 中央公民館	82	下神多目的研修集会所施設			
77 北条農村環境改善センター	83	向山団地公民館			
78 北条デイサービスセンター	84	中央団地公民館			
79 田井集落センター	85	瀬戸公民館			
80 北尾公民館	86	穂波構造改善センター			

参考：避難所・避難場所（三朝町）

○※計画規模、想定最大規模の区別なし							
1	小鹿地区多目的研修会施設	7	竹田地区町民体育館	13	三朝町総合スポーツセンター	19	三朝中学校・体育館
2	三徳地区多目的研修会施設	8	三朝町竹田公民館	14	みささこども園	20	三朝小学校体育館
3	三朝町総合スポーツセンター	9	小鹿地区多目的研修会施設	15	三朝町立福祉センター	21	賀茂保育園
4	三朝町総合文化ホール	10	三徳地区多目的研修会施設	16	三朝町総合文化ホール	22	賀茂地区公民館
5	三朝町高勢公民館	11	三朝温泉観光商工センター	17	町民体育館	23	三朝町竹田公民館
6	三朝小学校体育館	12	みささ村公民館	18	三朝町高勢公民館	24	竹田地区町民体育館

1-4想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等

1-4-1想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。
 (一部省略)

現 状	○避難所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、HP、広報誌等で周知している。 等	H28年度から継続実施
課 題	【S】 想定最大規模降雨に伴う広域避難計画(避難指示等の判断含む)について、市町村単独で検討を行うことは困難。 又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。 【緊6】 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	未実施・ 実施中 継続・完了
取組項目	天神川直轄区間・県管理区間及び天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	実施済み	—	水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成	水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成	水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成
倉吉市	避難計画の見直し継続中	避難計画の見直しを継続	必要に応じて避難計画の見直しを検討	必要に応じて避難所等の見直しを検討	必要に応じて避難所等の見直しを検討
三朝町	—	施設の現状に応じて検討 必要に応じて検討	施設の現状に応じて検討 避難計画の確認	継続検討 必要に応じて見直し検討	継続検討 必要に応じて見直し検討
湯梨浜町	必要に応じて検討	避難所確保数の確認 避難計画の確認	継続検討 必要に応じて検討	継続検討 避難計画の確認	必要に応じて検討
北栄町	継続実施	継続実施	見直し継続	見直し継続	見直し継続

主な成果	総括
※災害の発生の恐れのある段階での広域避難については検討されていない。	・現時点では、広域避難については検討されていない。 ・引き続き、1-3-5の検討結果を踏まえて、広域避難だけでなく、民間企業との協定等を含めた避難先の確保を検討する必要がある。

1-4想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等

1-4-2必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映

現 状	○避難所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、HP、広報誌等で周知している。 等	H28年度から継続実施
課 題	【S】想定最大規模降雨に伴う広域避難計画（避難指示等の判断含む）について、市町村単独で検討を行うことは困難。 又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。 【緊6】隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	避難計画の見直し継続中 関係機関と協議・調整の継続	継続検討 関係機関と協議・調整の継続	継続検討 継続協議	継続検討 継続協議	継続検討 継続協議
三朝町	必要に応じて対応 圏域市町で協議検討	必要に応じて対応 県・圏域市町で協議検討	継続検討 県・圏域市町で協議検討	継続検討 県・圏域市町で協議検討	継続検討 県・圏域市町で協議検討
湯梨浜町	県及び中部地区市町で検討	広域避難想定を検討 県及び中部地区市町で検討	継続検討 関係機関との協議・調整	継続検討 継続協議	継続検討 関係機関との協議・調整
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施 県・圏域市町で協議検討	継続実施 県・圏域市町で協議検討	継続実施 県・圏域市町で協議検討

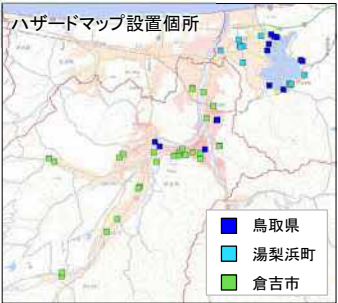
主な成果				総括
	作成時期	配布時期	配布方法	- 各自治体で想定最大規模を対象としたハザードマップ（防災マップ）を公表、全戸配布している。 - 引き続き、検討し、中小河川の浸水想定区域図を踏まえてハザードマップを更新する（令和8年度を想定）。
倉吉市	R2年3月発行	市報令和2年4月号と一緒に配布	全戸配布（自治公民館未加入世帯は市役所、地区公民館で配布）	
湯梨浜町	R3年11月発行	R3年11月配布	全戸配布（小中学校等の要配慮者利用施設、旅館組合、商工会）	
北栄町	H31年3月作成	H31年4月配布	全戸配布	
三朝町	R3年9月発行	令和3年9月配布	全戸配布	

1-4想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等

1-4-3想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施

現 状	○想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を倉吉河川国道事務所のWEBサイト等で公表している。 ○計画規模のハザードマップ(HM)は全戸配布して周知している。市町のホームページ等でも公表している。 ○県管理区間や天神川の氾濫に関係する2級河川での想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を公表している。	H28年度から継続実施
課 題	【A】想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 【E】ハザードマップの認知度など、住民の防災意識が把握できていない。 【緊9】水害ハザードマップの改良、周知、活用	未実施・実施中 継続・完了

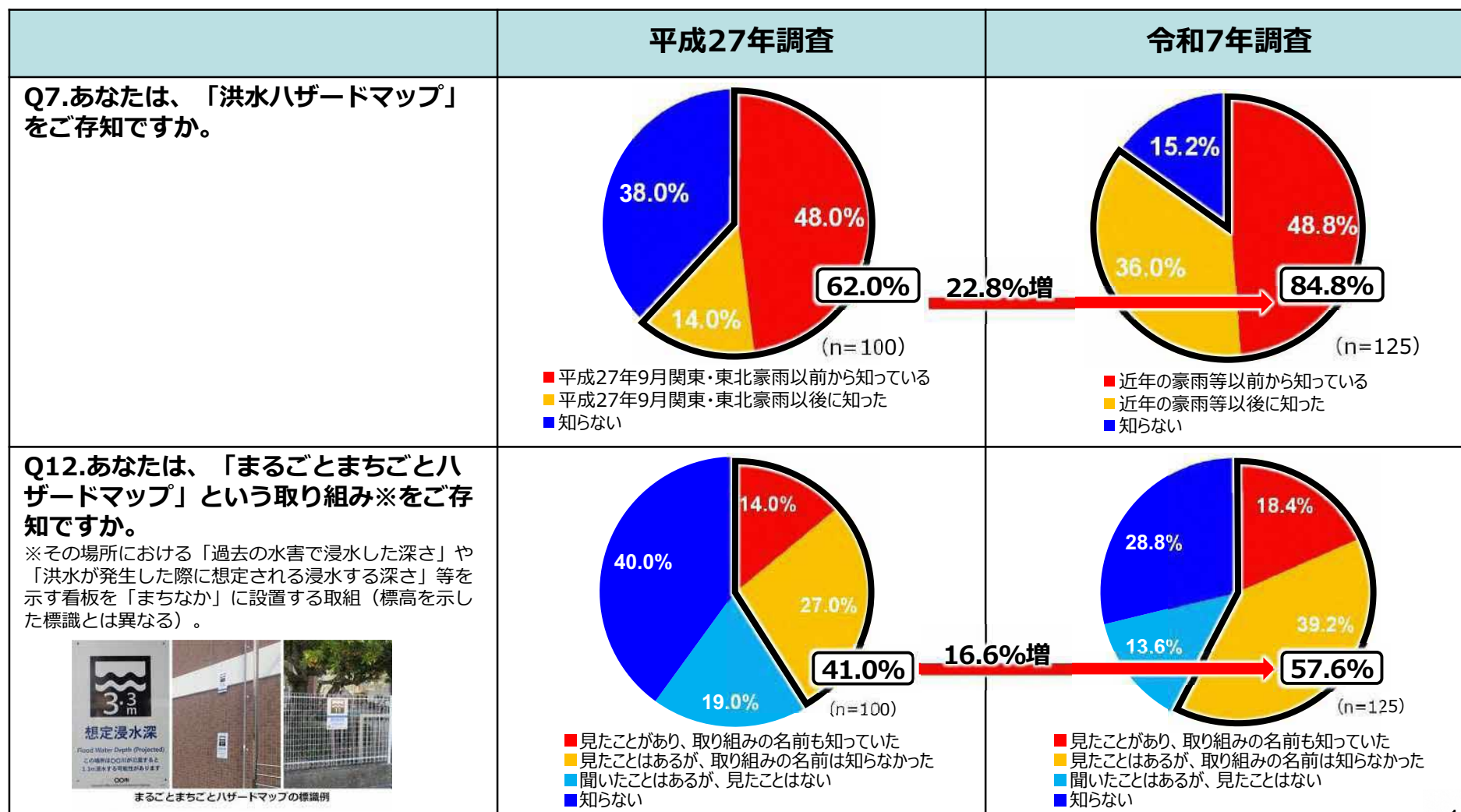
取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	小中学校13箇所を設置	自主防災組織のまるとまちごとHM設置に対する補助制度により5箇所設置	自主防災組織のまるとまちごとHM設置に対する補助制度により、4箇所設置	自主防災組織のまるとまちごとHM設置に対する補助を継続実施、2箇所設置	自主防災組織のまるとまちごとHM設置に対する補助を継続実施
三朝町	検討継続	継続検討	継続検討	継続検討	継続検討
湯梨浜町	想定最大規模のハザードマップに改訂し11月に全戸配布	まるとまちごとハザードマップを公共施設11カ所で実施	県により県管理施設へ浸水想定深看板を設置	設置済みの浸水深看板の説明・周知	浸水深看板の説明・周知
北栄町	継続実施	継続実施	見直し継続	見直し継続	見直し継続

主な成果					総括
 R2年度 倉吉河川国道事務所	 R2年度 鳥取県中部総合事務所	 R6年度 上井1丁目西自治公民館	 R4年度 湯梨浜町役場東郷支所	 ハザードマップ設置箇所	- 住民の防災意識調査結果からハザードマップ、まるとまちごとハザードマップの認知状況は増加した。 - 洪水浸水想定区域内に整備されていない地域もあることから今後も継続的に実施する。

1-4想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等

1-4-3想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施

ハザードマップ、まるとまちごとハザードマップの認知度は、平成27年調査から上昇しており、近年、水害が増加していることも要因と考えられるが、これまでの取組の効果があったと考えられる。



出典：防災意識調査結果（令和7年倉吉河川国道事務所実施）

1-4想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等

1-4-5水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知

現 状	—	順次実施
課 題	【緊9】水害ハザードマップの改良、周知、活用	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
ハザードマップポータルサイト ○災害から命を守るためには、身のまわりにどんな災害が起きる危険性があるのか、どこへ避難すればよいのか、事前に備えておくことが重要。 ○国土交通省では、防災に役立つ様々なリスク情報や全国の市町村が作成したハザードマップを、より便利により簡単に活用できるようにするため、ハザードマップポータルサイトを公開中。 重ねるハザードマップ（平成26年6月～） 防災に役立つ様々なリスク情報を1つの地図上に重ねて表示 わがまちハザードマップ（平成19年4月～） 全国各市町村のハザードマップを検索 ハザードマップポータルサイトhttps://disaportal.gsi.go.jp/ ハザードマップポータルサイトの紹介	重ねるハザードマップ •国土交通省では、ハザードマップの作成後にポータルサイトへ登録しており、倉吉河川国道事務所では、防災教育の場でハザードマップポータルサイトの周知を実施している。 •今後は、住民説明会での防災情報活用等として記載する。

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

現 状	○河川水位に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。 ○堤防決壊の恐れがある場合には、倉吉河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)することとしている。	H28年度から定期的に実施
課 題	【F】洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとりべき行動につながらない恐れがある。	未実施・実施中 継続・完了

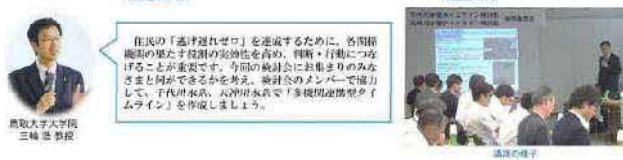
取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
鳥取県	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
倉吉市	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

[illegible]

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-2多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し		R2年度から継続実施
現 状	○多機関連携型タイムラインを作成しており、運用後の振り返り及び見直しを実施している。	未実施・実施中 継続・完了
課 題	【緊3】避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
鳥取県	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
倉吉市	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	必要に応じて検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果		総括
千代川水害タイムライン検討会・天神川水害タイムライン検討会の合同発足を開催しました 令和元年8月7日(水)に、千代川流域、天神川流域における防災関係機関等が連携し、事前の行動計画を模範する「千代川水害タイムライン検討会」、「天神川水害タイムライン検討会」の発足式を合同で開催しました。当日は、鳥取県庁の第二庁舎に行政機関、公共交通事業者、ライフライン事業者、報道関係者など各機関の構成機関から59名が出席しました。 発足式では、鳥取市長(代理)、倉吉市長、三朝町長、湯梨浜町長、北栄町長(代理)のご挨拶、座長の鳥取大学大学院 三輪教授から「多機関連携型タイムラインの必要性について」と題しての、ご講演をいただきました。今後、各河川の水害タイムラインを検討し、来年からの運用開始を目指して策定する予定です。  出席者集合写真  鳥取大学大学院 三輪 浩 教授 三輪教授の講演内容：住民の「逃げ遅れゼロ」を達成するために、各関係機関の果たす役割の重要性を高め、判断・行動につなげることが重要。今回の検討会にお集まりのみなさまと何ができるかを考え、検討会のメンバーで協力して、千代川水系、天神川水系で「多機関連携型タイムライン」を作成しよう。 議決の様子	令和元年度 発足式、第1回・第2回・第3回検討会 令和2年度 完成報告、第4回、第5回検討会 令和3年度 第6回、第7回、第8回検討会 (修正・変更点) ・運用ルールの見直し(タイムラインの立ち上げ) ・タイムライン運用支援システムの修正 令和4年度 第9回、第10回検討会 (修正・変更点) ・タイムライン(詳細版・総括版)の修正 ・運用支援システムの更新 令和5年度 第11回、第12回検討会 (修正・変更点) ・タイムライン(詳細版・総括版)の修正 ・運用支援システムの更新 令和6年度 第13回、第14回検討会 (修正・変更点) ・タイムライン(詳細版・総括版)の修正 ・天神川水害タイムライン運用支援システムの修正 令和7年度 第15回検討会 (修正・変更点) ・天神川水害タイムライン運用支援システムの改良	令和2年度から運用を開始し、出水期前後に検討会を開催し、実運用と見直しを繰り返している。 今後も継続的に実施する。

令和元年8月発足式

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-3要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施

現 状	○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を実施することとなっている。	H28年度から継続実施
課 題	【Y】要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。 【緊7】要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続支援	継続支援	継続支援	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	継続支援	継続支援	継続支援
倉吉市	164/173施設	159/160施設計画作成 144/160施設訓練実施	172/174施設計画作成 122/174施設訓練実施	170/170施設計画作成 158/170施設訓練実施	継続支援
三朝町	継続支援	11/12施設計画作成 5/12施設訓練実施	継続支援	10/11施設計画作成 10/11施設訓練実施	継続支援
湯梨浜町	全対象施設の避難確保計画、避難訓練実績を確認	30/36施設計画作成 15/36施設訓練実施	30/32施設計画作成 19/32施設訓練実施	30/32施設計画作成 7/32施設訓練実施	継続支援
北栄町	18/34施設	24/33施設計画作成 24/33施設訓練実施	26/32施設計画作成 26/32施設訓練実施	26/32施設計画作成 26/32施設訓練実施	継続支援

主な成果					総括
	対象施設数	避難確保計画の作成状況		避難確保計画に基づく訓練の実施状況	
		作成済み施設数	作成率	訓練実施済の施設数	実施率
倉吉市	170	170	100%	158	93%
三朝町	11	10	91%	10	91%
湯梨浜町	32	30	94%	7	22%
北栄町	32	26	81%	26	81%

出典：減災対策協議会
令和6年度実施状況の回答結果

・避難確保計画の作成状況は、80%～100%と高い状況であるが、水防法で義務付けられている取組のため100%を目指す。
・避難確保計画に基づく訓練については、実施率が低い自治体もあり、水防法で義務付けられている取組であることから継続実施とする。
・要配慮者利用施設の増減があるため継続的に確認していく必要がある。他自治体の実施例や工夫例を共有しながら100%を目指す。

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-4夜間、荒天時の避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討

現 状	○鳥取県の発令基準に準拠しており、氾濫注意情報で高齢者等避難発令、氾濫警戒情報で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	H28年度から継続実施
課 題	【O】悪天候や、深夜などの避難は、危険が伴うことから、これらの危険性を考慮し、避難指示等を発令する必要がある。 【W】夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果	総括
- どの自治体も早期段階から内部会議により、高齢者が避難しやすい明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示等を発令できるように調整(早期避難所の開設準備等)をしている。 - 三朝町においては、移動が困難な高齢者に対しては、要望があれば職員が避難誘導を実施している(令和5年には実際に数名の避難対応を行った実績あり)	地域防災計画には明確に基準は整理されていないものの、どの自治体も運用上の配慮事項として対応している状況である。

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-5水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊9】水害ハザードマップの改良、周知、活用	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果

水害ハザードマップ事例集、水害ハザードマップの利活用事例集を各市町に提供（平成30年度）

洪水ハザードマップ事例集

自治体	自治体名	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川
-----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-6水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊9】水害ハザードマップの改良、周知、活用	未実施・実施中 継続・完了

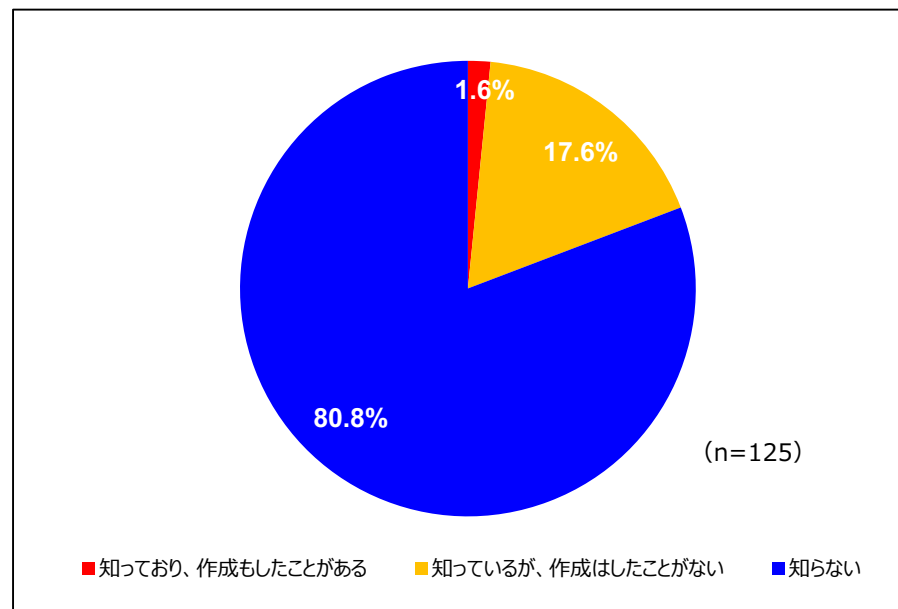
取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	訓練のみ未実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
三朝町	実施集落支援	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	該当なし	訓練のみ実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果		総括
R3年度 河北小学校 マイ・タイムラインの説明状況 	R4年度 小鴨小学校 マイ・タイムラインの説明状況 	- 各自治体では地区からの要望に応じて指導者として参加し、支援している（自主防災組織の運営に必要な経費が町から補助される制度あり）。 - 国土交通省では、小学校や教員・保護者を対象にしたマイ・タイムライン作成の支援を実施してきている。 - マイ・タイムラインという取組を知っている人は、約20%存在するが、作成したことがある人は1.6%と少ない状況であるため、今後も継続的にマイ・タイムラインの作成促進を図っていく必要がある（マイ・タイムラインの促進については、1-7-3等の項目との統合も想定）。
		23

1-5-6水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進

マイ・タイムラインという取組を知っている人は、約20%存在するが、作成したことがある人は1.6%と少ない状況である。
今後も継続的にマイ・タイムラインの作成促進を図っていく必要がある。

あなたは、「マイ・タイムライン」という取組をご存知ですか。



出典：防災意識調査結果（令和7年倉吉河川国道事務所実施）

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-7避難所開設等災害対応人員の確保

現 状	○市職員、消防団員と兼務する水防団員が避難誘導を実施している。 ○要配慮者の避難誘導は自主防災組織(自治会等)に依頼している。	H28年度から継続実施
課 題	【W】夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果		総括
	避難所開設等災害対応人員の確保状況	- 避難所の開設体制は各自治体とも検討されている状況である。 - 一方で、避難所運営が長期化した際の自治会や地域住民の協力が必要な状況である。
倉吉市	- 避難所開設のための人員は確保している。市内の19箇所の避難所全てに担当部署を割り振り、必ず2人体制で対応する計画になっている。特に第1巡目は、女性避難者への配慮として男女1人ずつを配置するようにしている。 - 中長期の避難生活に移行した場合は、避難所に来ている住民の協力を得て運営する計画である。	
三朝町	- 避難所の開設や災害対応は、町の災害対策部で対応する体制を組んでいる。 - しかし、大規模な災害が発生した場合には、職員だけでは不足することが予想されるため、自治会や地域住民の協力を得ることを想定している。特に長期的な運営では、人員不足が生じる可能性がある。	
湯梨浜町	職員の部署参加計画が策定されており、人員を確保している(現時点では民間からの応援は想定していない)。	
北栄町	- 警戒レベルに応じて各課から派遣される職員体制が決められており、基本的な避難所の開設は可能である。 - しかし、平成28年の地震時の経験から天神川の大規模氾濫については、対応できない可能性も懸念される。	

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-8ダム事前放流の実施

現 状	—	R2年度から
課 題	【緊10】ダム放流情報を活用した避難体系の確立	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	中断(フリーフロー放流中)	工事の為中断中	R6.8～再開(継続実施) 実績なし	継続実施
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
水系内の全ての(国ダム、県ダム、利水ダム)の 中津ダムで検討中 水系内の 治水協力 水系内の全てのダムの 利水者 水系内の 河川管理者 上記の3者が治水協力を約束した治水協定を水系毎に締結!! (1水系1協定とする。) ➤ 令和元年台風19号等の被害を踏まえ、緊急時において既存ダム(利水ダム含む)の洪水調節機能の強化に向けて、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日)」が定められた。 ➤ 本方針に基づき天神川水系では、河川について水害発生防止等を図るために、令和2年に天神川水系治水協定を締結し、中津ダムの洪水調節機能強化を推進。 ➤ 中津ダムでは、洪水調節容量を、利水容量から一時的に確保する取組が、ダム工事のため中断してたが、工事完了に伴い、令和6年8月から事前放流の取組を再開。	• 中津ダムでは、令和2年に治水協定を締結しており、一時ダム工事のため中断してたが、工事完了に伴い、令和6年8月から事前放流の取組を再開している。 • 今後も継続的に実施する。

1-5避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み

1-5-9民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援

現 状	—	R2年度から
課 題	【緊36】早期復興を支援する事前の準備	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	特になし	特になし	特になし	要請があれば支援
倉吉市	—	実績なし	実績なし	実績なし	要望があれば支援
三朝町	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	要望があれば支援
湯梨浜町	実績なし	実績なし	策定支援(社会福祉協議会)	実績なし	要望があれば支援
北栄町	—	—	実績なし	実績なし	要望があれば支援

主な成果	総括
・自治体の地域防災計画に大規模工場として定められた施設がない(流域内に神鋼機器工業等の1万平方メートル以上の施設はあり)。 水防法 (大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。 水防法施行規則 (大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準) 第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。 ○倉吉市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例(平成26年3月18日条例第9号) 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。	・BCP支援に関する実績はない状況であった。 ・次期取組方針では取組内容を明確化し、達成度を評価することを想定した整理が必要である。 例:BCPの支援について、 ①BCPの有効性を自治体に伝える ②各自治体がBCPの有効性を民間企業に伝える ③支援実施状況 等

1-6市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣

1-6-1 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣 1-6-2 河川防災担当職員等を対象とした研修の実施		H28年度から 定期的に実施
現 状	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	未実施・実施中 継続 ・完了
課 題	【Z】自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。	

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	必要に応じて支援	必要に応じて支援	必要に応じて支援	必要に応じて支援	必要に応じて支援
鳥取県	継続実施	災害対策基本法に基づく「助言」に関する研修会を実施(R4資料配布のみ)	災害対策基本法に基づく「助言」に関する研修会を実施	災害対策基本法に基づく「助言」に関する研修会を実施	継続実施
倉吉市	—	研修参加	研修参加	研修参加	研修参加
三朝町	—	研修等への参加	研修会の参加	研修参加	研修等への参加
湯梨浜町	—	研修等への参加	研修等への参加	研修等への参加	研修等への参加
北栄町	—	研修等への参加	研修等への参加	研修等への参加	研修等への参加

主な成果		総括
研修概要 災害対策基本法に基づく助言に関する研修会 日時: 令和7年6月6日(金)10:30~12:00 場所: 倉吉体育文化会館2F 中研修室 (1)災害対策基本法に基づく助言について (2)水害関係について (3)土砂災害について	災害対策基本法に基づく助言について 内容 1. 災害対策基本法上の助言とは 2. 助言の責任者について 3. 異常気象時における助言の体制について 4. 各事務所・局と市町村とのホットラインについて 5. 助言に関するQ&A	・災害対策基本法に基づく「助言」に関する研修会を実施しており、各自治体も鳥取県が開催する研修等へ参加している。 ・今後も継続的に実施する。

1-6市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣

1-6-3災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊32】災害時及び災害復旧に対する支援	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	防災士養成研修の開催等	防災士養成研修の開催等	各種研修等の実施	継続実施
倉吉市	—	継続実施	研修参加	研修・訓練へ参加	研修・訓練へ参加
三朝町	—	研修・訓練等への参加	研修等参加なし	研修参加	研修・訓練等への参加
湯梨浜町	—	—	研修・訓練等への参加	研修等への参加	研修等への参加
北栄町	—	—	研修等への参加	研修等への参加	研修等への参加

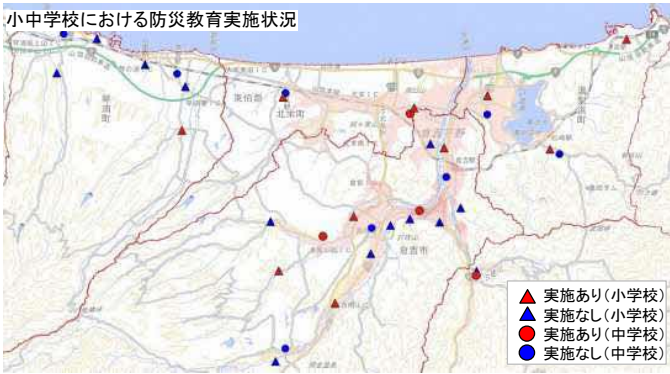
主な成果	総括
・倉吉市では、総務省のマネジメント支援に職員を派遣している。	・項目名と括弧書きの内容(市町職員の水害リスク学習会)には乖離がある。 ・今後の対応としては、1-6-1、1-6-2と合わせて段階的に実施するような記載する。

1-7防災教育（学習）や防災知識の普及

1-7-2天神川水系の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施

現 状	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	H28年度から継続実施
課 題	【AA】小中学校での防災教育がカリキュラム化されているが、継続して取組が必要である。 【緊11】防災教育の促進	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	河北小で防災学習を実施	小鴨小学校の保護者、教職員への出前講座(R4.6.21)	小鴨小学校(R5.6.6)、河北小学校(R5.11.20)への出前講座	東中学校(R6.5.30)、社小学校(R6.7.2)への出前講座	継続実施
気象台	出前講座	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
鳥取県	河北小で防災学習を実施	—	北谷小学校で防災教育を実施	河北小、泊小、聖郷小学校で防災教育を実施	継続実施
倉吉市	—	久米中、灘手小で出前防災教室を実施	学校への出前講座を実施	学校への出前講座を実施	継続実施
三朝町	三朝中学校で防災教育を実施	三朝中学校で防災教育を実施(R4.6)	三朝中学校で防災学習を実施(R5.6)	三朝中学校で防災学習を実施(R6.6)	継続実施
湯梨浜町	羽合小で防災特別対策官による防災学習を実施	東郷小学校へ町防災マップを教材として配布	防災マップを活用した学習支援	東郷小学校、羽合小学校で防災学習を実施	継続実施
北栄町	取組なし	北条中で防災学習実施	北条小児童へ防災学習を実施	大栄小児童に防災学習を実施	継続実施

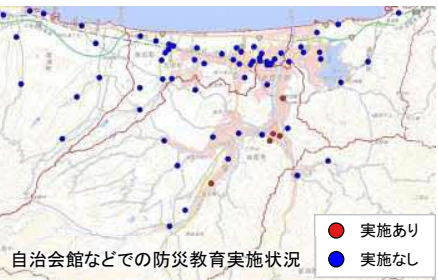
主な成果	総括
 R5年度 倉吉市立河北小学校  小中学校における防災教育実施状況 ▲ 実施あり(小学校) ▲ 実施なし(小学校) ● 実施あり(中学校) ● 実施なし(中学校)	- 各機関とも小中学校への防災教育を実施している。 - 一方で、浸水想定区域内にある小中学校のうち、防災教育を実施できていない学校がある。 - 今後は、計画的に防災教育の実施を検討することを県とする。

1-7防災教育（学習）や防災知識の普及

1-7-3自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的実施

現 状	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。 等	H28年度から継続実施
課 題	【AB】自主防災組織（自治会等）等の防災意識が向上する取組が必要である。 等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	- 社地区防災担当者への講習会（R4.11.12） - 訪問介護施設への講習会（R4.11.19）	下田中町自治公民館（R5.6.29）、上灘コミュニティセンター（R5.7.7）、駄経寺町自治公民館（R5.10.19）への講習会	- 上井コミュニティセンタ（R6.6.11）、上小鴨コミュニティセンタ（R6.7.28）で説明会を実施。 - 三朝町で外国人防災勉強会を実施（R6.10.27）。 - 鳥取防災フェスタで伊勢湾台風等のパネル展示等を実施（R6.9.15）。中部防災フェアで災害対策車両展示（R6.10.12）。	継続実施
气象台	出前講座	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
鳥取県	東郷ダム下流集落に対して警報設備強化に関する情報提供実施	実績なし	みどり町自主防災会、玉川を美しくする会で説明	北栄町障がい者地域自立支援協議会防災研修、琴浦町寿大学にて、説明	継続実施
倉吉市	自主防災組織育成のための訓練や研修会への支援。	上灘地区、小鴨地区防災担当者へ水害研修を実施	地域の役員等へ研修を実施	地域で研修を実施。防災マップの作成支援を実施。	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施	依頼のあった集落への防災研修会等実施	継続実施
湯梨浜町	自主防災組織等を対象とした防災講習を13件実	要請のあった自主防災組織機などの17団体へ防災講習を実施	要請のあった自主防災組織等の17団体で防災講習を実施	13自治会で防災講習を実施	継続実施
北栄町	要請のあった自主防災組織への防災研修会実	—	要請のあった自主防災組織への防災研修会実施	要請のあった自主防災組織への防災研修会実施。	継続実施

主な成果	総括
  	- 各機関とも自治会への防災教育を実施している。 - これまで実施できていない自治会を対象とすることも検討する。 - 今後は、これまでに整備した危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの利用やハザードマップポータルサイトの利用や川の防災情報等の周知を計画的に実施できるような目標を整理する。31

1-7防災教育（学習）や防災知識の普及

1-7-4学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣

現 状	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	等
課 題	【AA】小中学校での防災教育がカリキュラム化されているが、継続して取組が必要である。	等

H29年度から
定期的に実施

未実施・実施中
継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果



総括

- 国土交通省では、小学校や教員・保護者を対象にしたマイ・タイムライン作成の支援を実施してきている。
- 依頼があった際の対応となっているため、1-7-2と合わせて計画的な実施の検討が必要である。
- 先生の意欲を高めるという目的等で既存の研修会などを通じて、教職員への情報提供を検討する。

1-7防災教育（学習）や防災知識の普及

1-7-5河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催

現 状	○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	H28年度から継続実施
課 題	【Z】自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	6月1日開催	5月31日開催	6月6日開催	6月6日開催	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果

天竺川、小鴨川及び国府川洪水予報連絡会幹事会及び天竺川水系水防連絡会

日 時：令和7年6月24日（水）
14時30分～

場 所：倉吉河国（国庫事務所）
1 国大会議室（web会議併用）

議 事 次 第

- 挨拶
- 議事
 - 令和4年度の水防について（倉吉河国（国庫事務所））
 - 国庫関係の水防について（倉吉河国（国庫事務所））
 - 国庫関係の水防について（鳥取県）
 - 中津川水系の水防について（鳥取県）
 - 中津川水系の水防について（鳥取県）
 - 中津川水系の水防について（鳥取県）
- 意見交換

【配布資料】
議事次第、出席者名簿、配布資料、地図
資料1：令和4年度の水防について
資料2：国庫関係の水防について
資料3：国庫関係の水防について
資料4：中津川水系の水防について
資料5：令和7年度水防計画案

出水時の情報伝達で使用する水位に関する用語について

河川水位の概念図

※計画高水位については、住民や市町村防災担当、報道機関等には使用しない。

用語の説明

- 警戒する可能性のある水位**
警戒の次第を超えて氾濫が発生する可能性がある水位
- 計画高水位**
河川整備の目標としている水位。この水位の水を安全に送るよう堤防は設計されている
- 余裕高**
市町村長の避難指示の発令の目安であり、居住者の避難準備、周辺の家屋浸水等の被害を生じることのない水位
- 警戒断水水位**
市町村長の避難指示等の発令の目安であり、周辺の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- 警戒断水水位**
水防活動が開始して水防活動を行う目安となる水位
- 水防団待機水位（通報水位）**
水防団待機者又は水防団管理者が関係者に連絡しなければならぬ水位
- 余裕高**
計画高水位に達した水の氾濫、洪水などが溢れてきて安全なように堤防の高さに持たせた余裕

総括

- ・水防連絡会等の場を活用して、防災担当者向けに情報提供を行っている。
- ・今後も、継続的に実施する。

水防連絡会資料

1-8避難を促す状況情報の提供

1-8-1「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知

現 状	○河川水位に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。 ○戸別受信機や屋外スピーカーを設置し防災無線にて情報等を発信している。	等
課 題	【F】洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとりべき行動につながらない恐れがある。 【G】一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。	等

H28年度から継続実施

未実施・実施中

継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
「川の防災情報」(国土交通省webサイト)を実際にご覧になったことはありますか 「水害リスクライン」(国土交通省webサイト)を実際にご覧になったことはありますか	- 住民を対象とした出前講座等で防災情報に関する情報提供を実施している。 - 一方で、川の防災情報や水害リスクラインの認知状況は低い状況である。 - 今後は、計画的な防災教育と合わせて、引き続き、住民への情報発信を行う。

1-8避難を促す状況情報の提供

1-8-2避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有

現 状	○河川水位に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。	H28年度から継続実施
課 題	【G】一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。 【H】避難行動につながる夜間のカメラ映像の提供を検討する必要がある。	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	HPや放送事業者と共有	HPや放送事業者と共有	HPや放送事業者と共有	HPや放送事業者と共有	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
	危険箇所の検討を踏まえた、簡易型河川監視カメラの再整理など、今後も継続的に実施する。

1-8避難を促す状況情報の提供

1-8-3自主防災組織(自治会等)への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知

現 状	〇戸別受信機や屋外スピーカーを設置し防災無線にて情報等を発信している。 等	H28年度から継続実施
課 題	【X】自主防災組織(自治会等)への情報提供について現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。 等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	引き続き実施	継続実施	HP、市報、HM、防災マップ等で周知を実施	防災行政無線戸別受信機により各戸への情報提供を実施	継続実施
三朝町	防災マップを活用した周知	防災マップによる周知	防災マップによる周知	支え愛マップ作成に併せた防災研修会等で周知	継続実施
湯梨浜町	引き続き実施	防災マップを活用して周知	防災マップを活用して周知	防災マップを活用して周知	継続実施
北栄町	防災マップでの周知	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果		総括
	避難所開設等災害対応人員の確保状況	- 各自治体で様々な情報で住民が防災情報を収集できるような仕組みを作成し、周知している。 - 引き続き、実施する。
倉吉市	- 各世帯に防災行政無線の個別受信機を無償で配布。 - LINE、X、Facebook、防災放送アプリでも情報提供を行っている。防災放送アプリは集落単位の放送も可能である。 - 平常時の利用(集落放送)があるため、住民が防災行政無線の電源を常に入れておく状況が維持されやすい。	
三朝町	コスモキャストというスマートフォンアプリを導入し、放送内容を聞けるサービスを提供している。防災無線で発信された内容をリアルタイムまたは後から音声で聞くことができる。	
湯梨浜町	- 防災無線(屋外スピーカーと個別受信機)のほか、トリピーメールやYahoo!防災速報、町公式LINEなど多様な方法での情報発信を周知している。 - これらの情報は広報誌やケーブルテレビでも紹介している。	
北栄町	- 防災行政無線に加え、情報配信アプリを導入している。防災無線と同じ内容を配信し平常時から利用されている。 - アプリからは、「川の防災情報」や「天神川水害タイムライン」へのリンクもあり災害情報の収集に活用できる。	

1-8避難を促す状況情報の提供

1-8-4スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供

現 状	〇戸別受信機や屋外スピーカーを設置し防災無線にて情報等を発信している。 等	H29年度から継続実施
課 題	【G】一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。 【緊5】ICTを活用した洪水情報の提供 等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
気象台	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
鳥取県	—	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
倉吉市	—	継続実施(ヤフー防災等)	LINEを追加	防災放送アプリ、登録メール、LINE、X、Facebookによる情報提供を実施	継続実施
三朝町	継続実施	継続実施	継続実施(ヤフー防災アプリ等)	ヤフー防災等による発信	継続実施
湯梨浜町	ヤフー防災との協定締結	ヤフー防災アプリによる発信	町公式LINEを新設	町公式LINEやヤフー防災を活用	継続実施
北栄町	—	—	ヤフー防災等による発信、防災アプリ導入検討	情報配信アプリ(防災行政無線との連携)を導入	継続実施

主な成果				総括
 倉吉市防災放送アプリ	 三朝町防災アプリ「Yahoo! 防災速報」	 湯梨浜町 公式LINE	 北栄町 情報配信アプリ	・継続的に実施する。

2.急流河川の地域特性に応じた効率的・ 効果的な水防活動

2-1水防活動に資する基盤等の整備

2-1-1河川のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の配信、共有(行政向け)

現 状	○夜間監視できる性能の CCTV カメラは整備中である。	等	H29年度から継続実施
課 題	【AE】夜間、荒天時には、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。 【緊12】危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	youtube等で配信	youtube等で配信	youtube等で配信	youtube等で配信	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	河川監視カメラ増設及び配信	—	HPにて配信	HPにて配信	継続実施
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
 河原町観測所(天神川水系 小鴨川) 国土交通省中国地方整備局河川部 youtube ライブ配信	 鳥取県防災情報ポータル ・河川のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の配信、共有については、国土交通省で継続的に検討する。

2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化

2-2-1水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊16】水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	特になし	特になし	特になし	特になし
倉吉市	消防団休団制度を導入	水防団員(消防団員)の出動報酬の見直しを実施	水防団員(消防団員)と大学生の交流会を実施	「はたちのつどい」で広報活動を実施	継続実施
三朝町	協力事業所表示制度を導入	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
湯梨浜町	引き続き検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
北栄町	—	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

主な成果	総括
- 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すために水防月間のポスターなどを作成し公表 - 功労者表彰の実施     R6年度「消防団を知ろう」交流会 上井防災センター、上井コミュニティセンター R6年度「はたちのつどい」で広報活動 倉吉エースバック未来中心	継続的に実施する。

2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化

2-2-2洪水に対しリスクが高い区間(重要水防箇所等)について、水防団や自主防災組織(自治会)が参加した合同点検

現 状	○消防団員と兼任する水防団員が各々の管轄区域内の巡視を行っている。 ○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知している。	H28年度から 定期的実施
課 題	【AC】水防団は、水防活動を行うために、どのような情報が必要か把握できていない。 【AG】効率的・効果的な巡視を実施するためには、重点的に巡視すべき箇所のデータが不足している。 【緊15】重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	合同点検を実施	合同点検を実施	合同点検を実施(R5.5.30)	合同点検を実施(R6.4.14他)	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	(防災ボランティアとの堤防点検を、コロナ対策で職員のみで実施)	(防災ボランティア(職員OB)との堤防点検はコロナ対策のため職員のみで実施)	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果			総括
 R6年度 樋門操作講習会	 R6年度 堤防点検	 R5年度 重要水防箇所 合同点検	- 水防団や自主防災組織(自治会)が参加した合同点検は、毎年、出水期前に実施している。 - 今後も継続的に実施する。

2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化

2-2-3水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練

現 状	○国、県、市で水防訓練を実施している。 ○河川防災ステーションを水防訓練場所として活用している。	H28年度から 定期的に実施
課 題	【AH】水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。 【緊17】水防訓練の充実	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施。樋門操作講習会の開催。堤防点検の実施（出水期前・台風期の各2回）	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	実績なし（コロナの影響により水防訓練を中止）	5/28水防訓練実施	日野川総合水防演習に参加	鳥取県水防訓練（東部地区）を実施予定
倉吉市	新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	水防訓練を実施	総合防災訓練で実施	水防団対象の水防訓練を実施	継続実施
三朝町	R3はコロナの影響で未実施	防災フェスタで訓練実施	県水防訓練に参加	実施なし	継続実施
湯梨浜町	未実施	11/19県と合同で実施	浸水を想定した総合防災訓練を実施	水防点検に参加	継続実施
北栄町	県との合同開催の訓練はコロナの影響で中止	消防団を対象とした救命ボート訓練を実施	県水防訓練へ参加	消防団員を対象とした水防訓練を実施	継続実施

総括

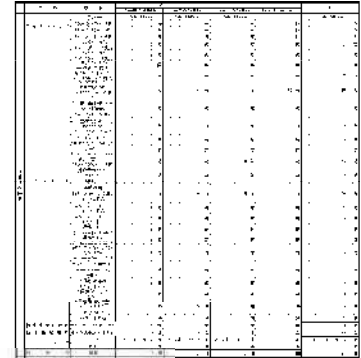
- ・鳥取県（中部総合事務所）が実施する総合防災訓練への参加など今後も継続的に実施する。

2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化

2-2-4備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認

現 状	○国、県、各市町で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄している。 ○河川防災ステーションに、水防資機材等を備蓄している。	H28年度から 定期的実施
課 題	【AI】資機材の備蓄量の決め方など目安となるものがない。 【緊21】排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	出水期前にとりまとめ水防連絡会で情報共有	出水期前にとりまとめ水防連絡会で情報共有	出水期前にとりまとめ水防連絡会で情報共有	出水期前にとりまとめ水防連絡会で情報共有	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
  水防倉庫位置・備蓄資機材(水防連絡会資料)	・今後も継続的に実施する。

2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化

2-2-5大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊18】水防団間での連携、協力に関する検討	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	タイムライン検討会へ参加	特になし	特になし	今後適宜検討
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
消防団間の連携については、消防に関する中部地域の協定があり、これにより消防団が自分たちの区域を超えて活動できる体制が整っている(火災を対象にしたもの)。	消防団の連携は広域連合で協定が策定されている。

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

現 状	—	H30年度から継続実施
課 題	【緊32】災害時及び災害復旧に対する支援	

未実施・実施中
 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	出水期前にとりまとめて市町へ情報共有	出水期前にとりまとめて市町へ情報共有	出水期前にとりまとめて市町へ情報共有	継続実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

-45

3.長期化する浸水を一日も早く解消するための 排水活動等の取組

3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施

3-1-1排水作業準備計画に基づいたシミュレーション(机上訓練、実地訓練等)の実施

現 状	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	H31年度から継続実施
課 題	【AL】想定最大規模降雨による浸水に対する排水ポンプ車の排水作業準備計画に基づく訓練の実施が必要。	未実施・実施中 継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	6月8日排水訓練を実施	5月31日排水訓練を実施	6月7日排水訓練を実施	6月6日排水訓練を実施	継続実施
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	6月17日排水ポンプ車の排水訓練を実施	福守地区及び福庭東地区において排水訓練を実施	福守地区及び福庭東地区において排水訓練を実施
三朝町	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—

主な成果	総括
 排水作業準備計画図	排水吐口(川表側)  排水呑口(川裏側)  災害対策用機械 操作訓練 • 今後も継続的に実施する。

3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施

3-2-1効果的・効率的な排水施設、釜場等の(施設)整備
3-2-2各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施

現 状	○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。
課 題	【AK】想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、現況施設評価を行い、必要に応じて対策検討 【緊21】排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

H31年度から継続実施

未実施・実施中
継続・完了

取組機関	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
倉吉河国	—	—	—	—	—
気象台	—	—	—	—	—
鳥取県	—	流域治水分科会で市町と対策検討	流域治水分科会で市町と対策検討	流域治水分科会で市町と対策検討	流域治水分科会で市町と対策検討
倉吉市	雨水ポンプ場の耐水化詳細設計業務を発注	福守地区に排水ポンプ車を整備	福守地区において排水ポンプ車の運用開始。福庭東地区において、浸水対策として簡易堰を設置。上井雨水排水ポンプ場の耐震診断を実施。	流域治水倉吉市分科会で県と対策を検討	継続実施
三朝町	県と協議検討中	県と協議検討	国と協議検討	国と検討確認	継続検討
湯梨浜町	松崎(龍島地区)排水ポンプ場着工	松崎(龍島地区)排水ポンプ場完成	龍島排水機の効果確認	松崎地区内水対策事業の推進。龍島・旭地内の浸水対策水路整備設計。新町川排水機場(松崎地内)建設工事に着手。	松崎地内内水対策事業の推進。龍島・旭地内の浸水対策水路整備工事。新町川排水機場(松崎地内)建設工事。
北栄町	各施設管理者において検討実施	各施設管理者において検討実施	各施設管理者において検討実施	継続検討	継続検討

主な成果	総括
 排水ポンプ車の運用(西福守地区)(R5年度)  簡易堰の設置イメージ(福庭東地区)(R5年度)  ポンプ場完成イメージ図	- 今後も継続的に実施する。 - また、今後は、フラップゲートの整備(無動力化)、遠隔操作化や許可工作物の整備なども含め、より包括的な内容としての整理を検討する。

出典：令和6年3月湯梨浜町議会定例会令和6年度下水道事業会計当初予算参考資料